

令和7年度
雪害予防計画

令和7年12月

新潟県知事政策局

目 次

雪害対策関係機関名	1
第1 趣旨	2
第2 雪害予防のための気象特別警報・警報・注意報及び降雪量予報等	3
第3 防災救助	12
第4 道路交通の確保	14
第5 鉄道輸送の確保	19
東日本旅客鉄道株式会社新潟支社	19
西日本旅客鉄道株式会社金沢支社	24
北越急行株式会社	26
えちごトキめき鉄道株式会社	29
第6 バスの運行	31
第7 雪崩による事故防止	32
第8 空港・港湾の除雪対策	35
第9 電力、通信の確保	36
第10 豪雪地帯の医療対策	40
第11 豪雪地帯の環境対策	42
第12 豪雪地帯の教育条件の整備	43
第13 豪雪地帯の建物除雪の確保	45
第14 豪雪地帯の高齢者等要配慮世帯等の除雪対策	46
第15 農林水産業雪害予防対策	47
第16 雪処理の担い手確保	48
道路除雪交通情報連絡系統図	54
(参考) 新潟県庁の豪雪時における業務継続体制の留意事項について	55
(参考) 令和7年度冬期運行確認窓口	56

雪 害 対 策 関 係 機 関 名

機 関 名	担 当 課 等	電 話
新潟地方気象台	防災担当	025-281-5872
国土交通省北陸地方整備局	道路部道路管理課	代 025-280-8880
国土交通省東京航空局 新潟空港事務所	施設運用管理官／航空灯火・電気 技術官	025-273-4109
国土交通省北陸信越運輸局	総務部安全防災・危機管理課	代 025-285-9000
東日本高速道路株式会社新潟支社	事業調整チーム	025-365-0066
東日本旅客鉄道株式会社新潟支社	鉄道事業部 指令・サービス品質改革ユニット	025-242-0032
西日本旅客鉄道株式会社金沢支社	安全推進室	076-254-3007
北越急行株式会社	経営管理部経営管理課	025-770-2820
えちごトキめき鉄道株式会社	安全推進室	025-543-7800
新潟交通株式会社	乗合バス部	025-246-6282
新潟交通観光バス株式会社	乗合バス課	025-271-2710
越後交通株式会社	運輸営業部	0258-29-1110
蒲原鉄道株式会社	自動車部運行管理課	0250-58-8966
頸城自動車株式会社	乗合課	025-543-3433
アイ・ケーアライアンス株式会社	運行管理室	025-279-1212
泉観光バス株式会社	運行管理センター	0250-41-0888
N T T 東日本株式会社 埼玉事業部 新潟支店	災害対策室	025-227-6802
東北電力ネットワーク株式会社 新潟支社	総務広報グループ	070-8849-8400
東北電力株式会社 新潟支店	企画管理部門	070-8707-3665
日本赤十字社 新潟県支部	事業推進課救護・講習係	代 025-231-3121
新潟県		代 025-285-5511
知事政策局	地域政策課	内線 2458
総務部	県民生活課	内線 2476
環境局	環境対策課	内線 2713
	資源循環推進課	内線 2502
防災局	防災企画課	内線 6417
	危機対策課	内線 6112
	消防課	内線 6442
福祉保健部	福祉保健総務課	内線 2613
観光文化スポーツ部	スポーツ課	内線 3943
農林水産部	農業総務課	内線 2883
土木部	道路管理課	内線 3222
	砂防課	内線 3365
交通政策局	港湾整備課	内線 3303
	空港課	内線 2393
教育庁	総務課	内線 3792
警察本部		代 025-285-0110
交通部	交通規制課	内線 5172
地域部	地域課	内線 3576
警備部	警備第二課	内線 5781

第 1 趣 旨

この雪害予防計画は、「新潟県雪対策基本計画」（令和5年3月）に基づき、県、市町村及びその他関係機関が相互に連絡・調整しあって計画全体を円滑に推進し、雪害により地域経済活動及び県民生活が著しく阻害されることのないよう雪害予防体制の強化を図ることを目的として作成するものです。

第2 雪害予防のための気象特別警報・警報・注意報及び降雪量予報等

1 新潟地方気象台が行う業務

新潟地方気象台は、雪害予防活動の円滑な推進を図るため、以下に示す気象等の特別警報・警報・注意報及び予報を発表する。

(1) 気象等の特別警報・警報・注意報等の種類及び発表基準（抜粋）

ア 大雨、大雪、強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」を、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」を、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」を、新潟県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、降雪量、風速、潮位等の予想値を示して発表する。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等について、実際に危険度が高まっている場所を「キキクル」や「雷ナウキャスト」、竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表する。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

イ 早期注意情報（警報級の可能性）として、大雨、大雪、暴風（雪）、波浪、高潮に関する5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（下越など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（新潟県など）で発表する。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

ウ 気象情報は、気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報を発表した後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する新潟県気象情報」という表題の気象情報を発表する。

エ 航空機の利用に適合する警報は、東京航空地方気象台が発表する。

オ 新潟地方鉄道気象通報及び電力気象通報は、新潟地方気象台が発表する。

【暴風や大雪に関する特別警報の発表基準】

令和2年8月24日現在

現象の種類	基準
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表にあたっては、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。

【暴風や大雪に関する警報の発表基準】

令和7年5月29日現在

一次細分区域 市町村等を まとめた地域	下越				佐渡
	新潟地域	岩船地域	新発田地域	五泉地域	
暴風(平均風速)	陸上 20m/s, 海上 25m/s				陸上 20m/s*1, 海上 25m/s
暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s, 海上 25m/s 雪を伴う				陸上 20m/s*1, 海上 25m/s 雪を伴う
大雪	新潟市・燕市・弥彦村:6 時間降雪の深さ 30cm 阿賀野市:平地 6 時間 降雪の深さ 30cm, 山沿 い 12 時間降雪の深さ 55cm	村上市・関川村:平地 6 時間降雪の深さ 35cm, 山沿い 12 時間 降雪の深さ 55cm 粟島浦村:6 時間降雪 の深さ 30cm	新発田市・胎内市:平 地 6 時間降雪の深さ 35cm, 山沿い 12 時間 降雪の深さ 55cm 聖籠町:6 時間降雪の 深さ 30cm	五泉市:平地 6 時間 降雪の深さ 30cm, 山 沿い 12 時間降雪の 深さ 55cm 阿賀町:12 時間降雪 の深さ 55cm	6時間降雪の深さ 30cm

※1 11月～4月は相川特別地域気象観測所の観測値は23m/sを目安とする。

一次細分区域	中越					
市町村等をまとめた地域	長岡地域	柏崎地域	三条地域	魚沼市	南魚沼地域	十日町地域
暴風(平均風速)	陸上 20m/s, 海上 25m/s			20m/s		
暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s, 海上 25m/s 雪を伴う			20m/s 雪を伴う		
大雪	長岡市・小千谷市:平地 6 時間降雪の深さ 35cm, 山沿い 12 時間降雪の深さ 55cm 見附市・出雲崎町:6 時間降雪の深さ 35cm	柏崎市:平地 6 時間降雪の深さ 35cm, 山沿い 12 時間降雪の深さ 60cm 刈羽村:6 時間降雪の深さ 35cm	三条市:平地 6 時間降雪の深さ 35cm, 山沿い 12 時間降雪の深さ 55cm 加茂市:平地 6 時間降雪の深さ 30cm, 山沿い 12 時間降雪の深さ 55cm 田上町:6 時間降雪の深さ 30cm	12 時間降雪の深さ 60cm	南魚沼市・湯沢町:12 時間降雪の深さ 60cm	十日町市・津南町:12 時間降雪の深さ 60cm

一次細分区域	上越		
市町村等をまとめた地域	上越市	糸魚川市	妙高市
暴風(平均風速)	陸上 20m/s, 海上 25m/s		20m/s
暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s, 海上 25m/s 雪を伴う		20m/s 雪を伴う
大雪	平地 6 時間降雪の深さ 30cm, 山沿い 12 時間降雪の深さ 55cm	平地 6 時間降雪の深さ 30cm, 山沿い 12 時間降雪の深さ 60cm	平地 6 時間降雪の深さ 30cm, 山沿い 12 時間降雪の深さ 55cm

【強風や大雪等に関する注意報の発表基準】

令和 7 年 5 月 29 日現在

一次細分区域	下越				佐渡
市町村等をまとめた地域	新潟地域	岩船地域	新発田地域	五泉地域	
強風(平均風速)	陸上 4~9 月 12m/s 10~3 月 15m/s, 海上 15m/s			4~9 月 12m/s 10~3 月 15m/s	陸上 13m/s*2, 海上 15m/s
風雪(平均風速)	陸上 4~9 月 12m/s 10~3 月 15m/s, 海上 15m/s 雪を伴う			4~9 月 12m/s 10~3 月 15m/s 雪を伴う	陸上 13m/s*2, 海上 15m/s 雪を伴う
大雪	新潟市・燕市・弥彦村:6 時間降雪の深さ 15cm 阿賀野市:平地 6 時間降雪の深さ 15cm, 山沿い 12 時間降雪の深さ 30cm	村上市・関川村:平地 6 時間降雪の深さ 15cm, 山沿い 12 時間降雪の深さ 30cm 粟島浦村:6 時間降雪の深さ 15cm	新発田市・胎内市:平地 6 時間降雪の深さ 15cm, 山沿い 12 時間降雪の深さ 30cm 聖籠町:6 時間降雪の深さ 15cm	五泉市:平地 6 時間降雪の深さ 15cm, 山沿い 12 時間降雪の深さ 30cm 阿賀町:12 時間降雪の深さ 30cm	6 時間降雪の深さ 15cm
雷	落雷等により被害が予想される場合				
融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 7℃以上, かつ, 日平均風速 5m/s 以上かつ日降水量 20mm 以上				
なだれ	1. 24 時間降雪の深さが 50cm 以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が 50cm 以上で最高気温が 8℃以上になるか, 日降水量 20mm 以上の降雨がある場合				
低温	5~9 月:日平均気温が平年より 3℃以上低い日が 3 日以上継続 11~4 月:海岸 最低気温-4℃以下 平野 最低気温-7℃以下 山沿い 最低気温-10℃以下				5~9 月:日平均気温が平年より 3℃以上低い日が 3 日以上継続 11~4 月:最低気温-4℃以下
着氷・着雪	1. 著しい着氷が予想される場合 2. 気温 0℃付近で, 並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合				著しい着氷(雪)が予想される場合

※2 11 月~4 月は相川特別地域気象観測所の観測値は 15m/s を目安とする。

佐渡の融雪注意報については、現象と災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていないことから空欄としている。

一次細分区域	中越					
市町村等をまとめた地域	長岡地域	柏崎地域	三条地域	魚沼市	南魚沼地域	十日町地域
強風(平均風速)	陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s, 海上 15m/s			4~9月 12m/s 10~3月 15m/s		
風雪(平均風速)	陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s, 海上 15m/s 雪を伴う			4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 雪を伴う		
大雪	長岡市・小千谷市:平地 6時間降雪の深さ 15cm, 山沿い 12時間降雪の深さ 30cm 見附市・出雲崎町:6時間降雪の深さ 15cm	柏崎市:平地 6時間降雪の深さ 15cm, 山沿い 12時間降雪の深さ 35cm 刈羽村:6時間降雪の深さ 15cm	三条市・加茂市:平地 6時間降雪の深さ 15cm, 山沿い 12時間降雪の深さ 30cm 田上町:6時間降雪の深さ 15cm	12時間降雪の深さ 35cm	南魚沼市・湯沢町:12時間降雪の深さ 35cm	十日町市・津南町:12時間降雪の深さ 35cm
雷	落雷等により被害が予想される場合					
融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が7℃以上、かつ、日平均風速5m/s以上か日降水量20mm以上					
なだれ	1. 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか、日降水量20mm以上の降雨がある場合					
低温	5~9月:日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続 11~4月:海岸 最低気温-4℃以下 平野 最低気温-7℃以下 山沿い 最低気温-10℃以下					
着氷・着雪	1. 著しい着氷が予想される場合 2. 気温0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合					

一次細分区域	上越		
市町村等をまとめた地域	上越市	糸魚川市	妙高市
強風(平均風速)	陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s, 海上 15m/s		4~9月 12m/s 10~3月 15m/s
風雪(平均風速)	陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s, 海上 15m/s 雪を伴う		4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 雪を伴う
大雪	平地 6時間降雪の深さ 15cm, 山沿い 12時間降雪の深さ 30cm		
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が7℃以上、かつ、日平均風速5m/s以上か日降水量20mm以上		
なだれ	1. 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか、日降水量20mm以上の降雨がある場合		
低温	5~9月:日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続 11~4月:海岸 最低気温-4℃以下 平野 最低気温-7℃以下 山沿い 最低気温-10℃以下		
着氷・着雪	1. 著しい着氷が予想される場合 2. 気温0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合		

- (注) 1 本表は、気象等に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- 2 状況の変化に伴って現象の起こる地域や時刻、激しさの程度などの予測に変更がある場合は、発表中の注意報や警報の「切替」を行い、内容を更新する。また、災害のおそれなくなったときには、注意報や警報を解除する。
- 3 警報及び強風、風雪、大雪の各注意報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。

(2) 天気予報、週間天気予報、季節予報等の発表

新潟地方気象台は、上越、中越、下越、佐渡及び沿岸の海域を対象とする天気予報や新潟県週間天気予報等を発表する。

また、北陸地方（新潟県を含む）を対象に、2週間気温予報、1か月予報、3か月予報、寒候期予報、早期天候情報を発表する。

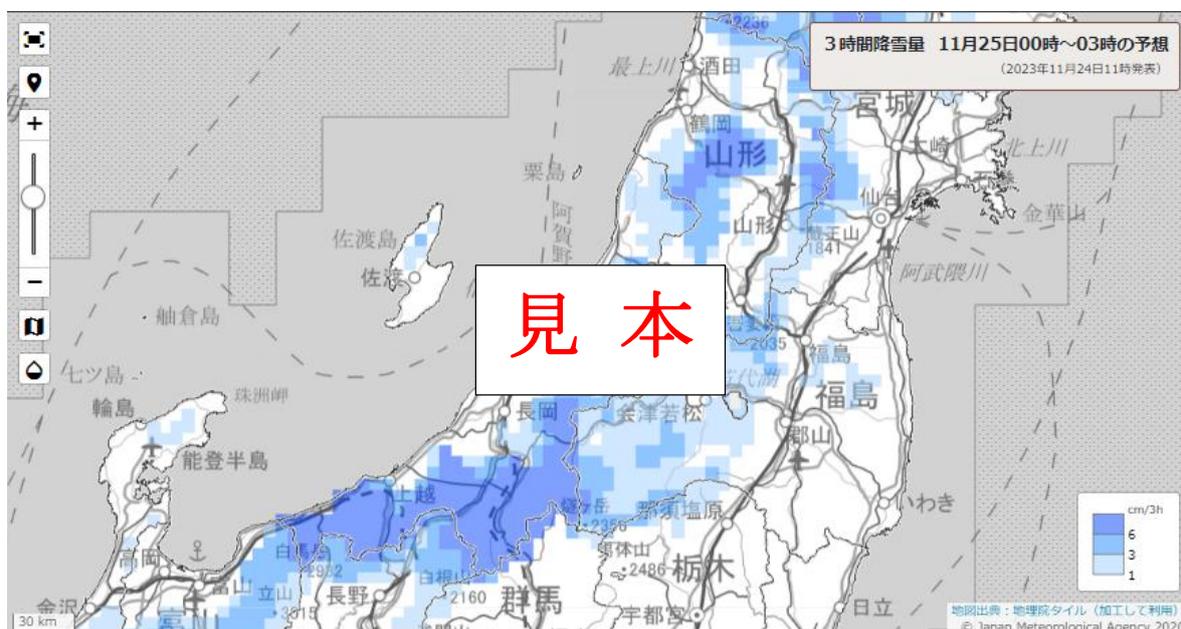
種 類	対象期間・内容等	発表日・時
天気予報	今日(注1)、明日、明後日(11時・17時発表のみ)の天気、風、波の高さ、最高・最低気温、降水確率	毎日 05時・11時・17時
天気分布予報	天気、降水量、気温、最高・最低気温、降雪量を約5km格子単位で翌日24時までを示す予報	毎日 05時・11時・17時
地域時系列予報	上越、中越、下越、佐渡の天気、気温、風を3時間単位で翌日24時までを図形式予報表示する	毎日 05時・11時・17時
新潟県降雪量予想	県内13地域を対象とした降雪量を予想	毎日 06時・16時
週間天気予報	向こう1週間の天気と降水確率及び最高・最低気温、信頼度を日別に予報	毎日 11時・17時
2週間気温予報	2週間先まで(2週目の予報は5日間平均)の新潟の最高気温、最低気温と北陸地方の日平均気温を毎日予報	毎日 14時30分
1か月予報	向こう1か月間の予想される天候の特徴及び平均気温、降水量、日照時間、降雪量の階級別確率予報	毎週木曜日 14時30分
3か月予報	向こう3か月間の予想される天候の特徴及び平均気温、降水量、降雪量の階級別確率予報	原則毎月第3又は第4の火曜日 14時
寒候期予報	冬(12~2月)の予想される天候の特徴及び平均気温、降水量、降雪量の階級別確率予報	9月の3か月予報発表日と同日 14時
早期天候情報	情報発表日の6日後から14日後までを対象として、5日間平均気温が「かなり高い」または「かなり低い」、あるいは冬季の日本海側の地域で5日間降雪量が「かなり多い」となる確率が30%以上になると予測した場合に発表する。	原則として毎週月曜日と木曜日に検討を行い、該当する場合発表

(注) 1 17時発表の予報は今夜となる。

※暖候期予報は省略

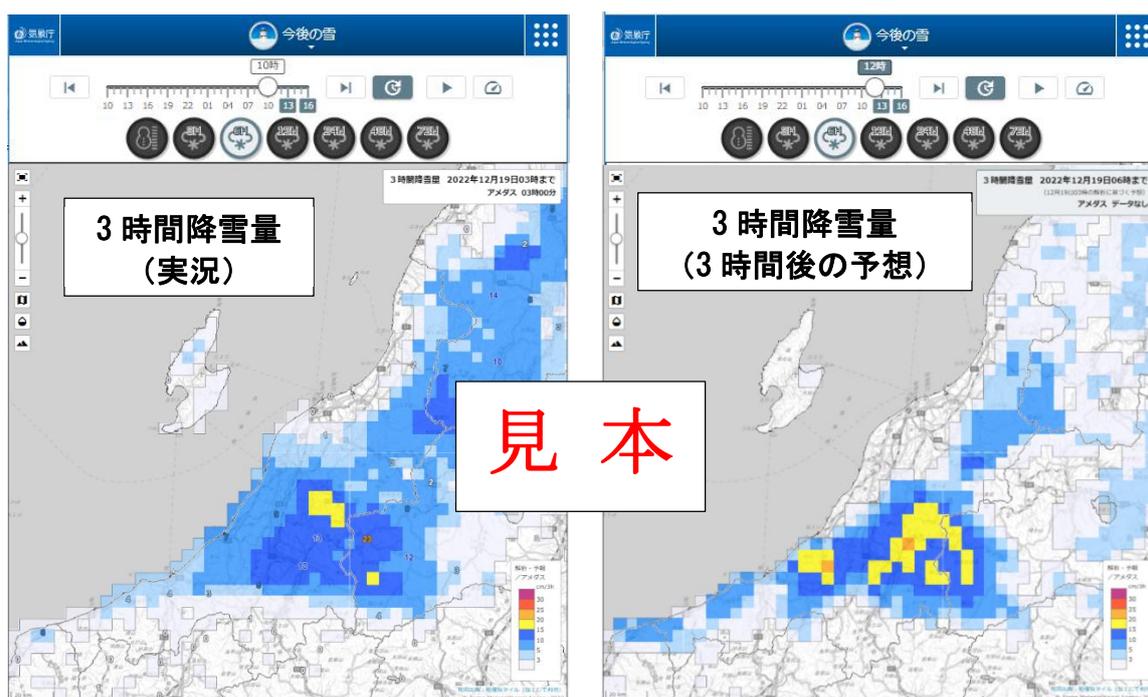
(3) 天気分布予報 (3時間降雪量)

約5km格子単位で天気、気温、降水量、降雪量の分布を翌日24時までを示す予報。このうち、降雪量は、格子内平均3時間降雪量とし「降雪量なし」、「1～2cm」、「3～5cm」及び「6cm以上」の4階級で示す。毎日5時、11時、17時に発表する。



(4) 今後の雪 (解析積雪深・解析降雪量、降雪短時間予報)

解析積雪深・解析降雪量は、積雪の深さと降雪量の実況を1時間ごとに約5km四方の細かさで推定したもの。降雪短時間予報は、6時間先までの1時間毎の積雪の深さと降雪量を約5km四方の細かさで面的に予測したもの。これらは、1時間毎に発表する。積雪深計による観測が行われていない地域を含めた積雪・降雪の解析・予測を面的な情報として把握でき、雪による交通への影響を前もって判断すること等に活用できる。気象庁ホームページでは、「今後の雪」のページからメニューボタンで表示要素を切り替えて利用できる。



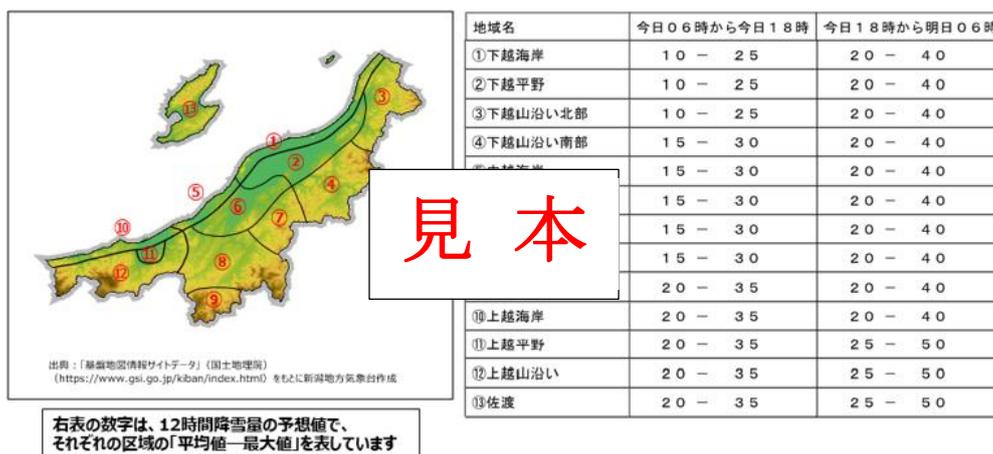
(5) 新潟県降雪量予想

雪に対する防災効果を上げるため、12月～3月の期間、県内を降雪の特性により13地域に区分し、降雪量予想を行う。なお、この期間以外に降雪が予想される場合は、随時発表する。

各地域の平均及び最大降雪量予想を1日2回（6時、16時）発表する。6時は当日18時までの12時間降雪量及び翌日6時までの12時間降雪量、16時は翌日6時までの12時間降雪量及び翌日18時までの12時間降雪量予想を行う。新潟県降雪量予想は新潟地方気象台ホームページに掲載している。

新潟県降雪量予想

令和2年X月X日06時 新潟地方気象台発表



(6) 令和7年9月22日発表の北陸地方 寒候期予報

北陸地方 寒候期予報 (12月～02月)						
2025年09月22日14時00分 新潟地方気象台 発表						
冬 12月～02月	天候	平年に比べ曇りや雪または雨の日が多いでしょう。				
	降水量	降水量は、平年並または多い確率ともに40%です。				
気温、降水量、降雪量の名階級の確率 (%)						
気温	北陸地方	冬 12月～02月	<table border="1"> <tr> <td>30</td> <td>40</td> <td>30</td> </tr> </table>	30	40	30
30	40	30				
降水量	北陸地方	冬 12月～02月	<table border="1"> <tr> <td>20</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> </table>	20	40	40
20	40	40				
降雪量	北陸地方	冬 12月～02月	<table border="1"> <tr> <td>30</td> <td>30</td> <td>40</td> </tr> </table>	30	30	40
30	30	40				
■ 低い(少ない) ■ 平年並 ■ 高い(多い)						

【参考資料】

予報期間：10月～2月

各地点の平年値及び地域の平年並の範囲

(1) 1991～2020年のデータに基づいた各期間の各要素の平年値は次のとおりです。

	気温(℃)				降水量(mm)				日照時間(時間)				降雪量(cm)			
	12月	1月	2月	12～2月	12月	1月	2月	12～2月	12月	1月	2月	12～2月	12月	1月	2月	12～2月
新潟	5.3	2.5	3.1	3.7	225.9	180.9	115.8	521.8	62.9	56.4	74.3	195.2	19	63	48	130
高田	5.3	2.5	2.7	3.5	475.5	429.6	263.3	1153.4	73.0	62.4	83.2	220.5	67	171	139	373
相川	6.8	4.0	4.0	5.0	175.7	131.1	91.6	398.3	50.6	46.2	69.2	165.8	9	28	25	62
富山	5.7	3.0	3.4	4.0	281.6	259.0	171.7	707.3	70.7	68.1	89.7	229.3	49	104	84	235
伏木	5.7	2.9	3.3	3.9	294.0	272.7	161.6	725.1	66.8	61.1	85.7	214.9	46	107	71	221
金沢	6.8	4.0	4.2	5.0	301.1	256.0	162.6	716.8	68.9	62.3	86.5	218.3	24	67	53	143
輪島	5.9	3.3	3.4	4.2	278.4	219.2	139.6	634.4	47.9	41.8	68.7	158.9	18	54	42	112
福井	5.9	3.2	3.7	4.3	304.0	284.9	167.7	751.1	72.2	65.4	88.4	226.8	31	85	58	172
敦賀	7.4	4.7	5.1	5.8	316.7	269.5	164.7	744.6	72.6	62.6	81.2	216.5	19	54	43	118

“///”は統計値なしを示します。

欠測により平年値を求めるための資料年数(観測値のある年数)が各月毎に異なることなどにより、3か月平年値等が各月の平年値から求めた値と一致しないことがあります。

(2) 1991～2020年のデータに基づいた各期間の地域平均の平年差(比)の「平年並」の範囲は次のとおりです。

地域平均気温の平年差(単位:℃)

	12月	1月	2月	12月～2月
北陸地方	-0.1～+0.6	-0.2～+0.3	-0.4～+0.4	-0.2～+0.3

地域平均降水量の平年比(単位:%)

	12月	1月	2月	12月～2月
北陸地方	91～107	92～105	84～118	93～104

地域平均日照時間の平年比(単位:%)

	12月	1月	2月	12月～2月
北陸地方	83～114	98～107	89～109	96～104

地域平均降雪量の平年比(単位:%)

	12月	1月	2月	12月～2月
北陸地方	38～125	80～113	65～118	80～127

利用上の注意

- 気温(降水量)等は、「低い(少ない)」「平年並」「高い(多い)」の3つの階級で予報します。階級の幅は、1991～2020年の30年間における各階級の出現率が等分(それぞれ33%)となるように決めてあります(気候的出現率と呼びます)。
- 予報する確率の数値は、それぞれの階級が出現する可能性の大きさを表しています。予測資料の信頼性が大きい場合には気候的出現率から大きく隔たった10%以下や60%以上の確率を付けられますが、特定の階級を強調できない場合には気候的出現率と同じかそれと同程度(30%、40%)の確率しか付けられません。
- 晴れや雨などの天気日数は、平年の日数よりも多い(少ない)場合は「平年に比べて多い(少ない)」、また平年の日数と同程度に多い(少ない)場合には「平年と同様に多い(少ない)」と表現します。なお、単に多い(少ない)と表現した場合には対象期間の2分の1より多い(少ない)ことを意味します。
- 階級区分値は30年間の地域平均平年比を値の順番に並べ、小さいほうから10番目と11番目の値の平均値を「少ない」の階級区分値、大きいほうから10番目と11番目の値の平均値を「多い」の階級区分値とするように作成されます。このため、値の出現数が小さいほうに偏っていると、「多い」の階級区分値が100%を下回る場合があります。

2 国土交通省ほか関係機関が行う業務

○ 大雪に関する緊急発表等

新潟県内の直轄国道及び高速道路において、大雪等により大規模な交通障害が発生するおそれがある場合等に、広く県民に厳重な警戒及び不要不急の外出を控える呼びかけを行うため、大雪に関する緊急発表を行う。

また、緊急発表の実施に至らなくとも、大雪に係る降雪予測及び道路や周辺地域の状況等を踏まえ、必要に応じて「気象と交通の見通し」等の報道発表を行う。

(1) 関係機関

- ・北陸地方整備局
- ・新潟地方気象台
- ・北陸信越運輸局
- ・東日本高速道路
- ・中日本高速道路

(2) 情報提供

記者発表及び関係団体等への情報提供を行うほか、各関係機関のホームページに緊急発表等を掲載するなどして広く県民に周知する。

- ・北陸地方整備局 <https://www.hrr.mlit.go.jp/>
- ・新潟地方気象台 <https://www.data.jma.go.jp/niigata/>
- ・北陸信越運輸局 <https://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/>
- ・東日本高速道路 <https://www.e-nexco.co.jp/>
- ・中日本高速道路 <https://www.c-nexco.co.jp/>

○ 雪道特設サイトによる情報発信

大規模な車両立ち往生を発生させないためには、ドライバーや運送事業者の皆様には、気象や道路状況などを事前に発信し、雪道に備えていただくことが重要である。

そのため、関係機関と連携しながら、気象情報や道路情報を中心に刻々と変化する気象や道路の状況をリアルタイムに発信する。また、サイトページ上部に信号機を表示させ、気象警報や道路の通行規制状況により信号機の色を変え、大雪の注意状況を視覚的にわかりやすく案内する。



3 県地域政策課が行う業務

○ 新潟県の雪情報（雪情報システム）

冬期間における県民の安全・安心な日常生活と社会経済活動の円滑化を図るため、県内 37 地点の降雪量予測情報等を提供する。また、雪に関する各種情報提供システムとのネットワーク化を推進し、より地域に密着した情報を一体的に提供する。

(1) 降雪量予測地点数：37 地点

(2) 実施期間：12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで、1 日 2 回更新（10 時・16 時）

(3) 情報の内容

ア 37 地点の降雪量予測

・10 時発表：9 時～15 時の降雪量（cm）、時間毎降雪強度

・16 時発表：15 時～翌日 9 時の降雪量（cm）、時間毎降雪強度

イ 37 地点の気象現況情報

・10 時発表：9 時の天気、降雪量（cm）、積雪深（cm）

・16 時発表：15 時の天気、降雪量（cm）、積雪深（cm）

ウ 気象庁発表の特別警報・警報・注意報

エ 37 地点別の降積雪統計データ

オ 雪に関する各種情報サイトのリンク集（防災情報、道路情報、スキー場・観光情報等）

(4) 情報の提供

ア 新潟県ホームページ（パソコン）

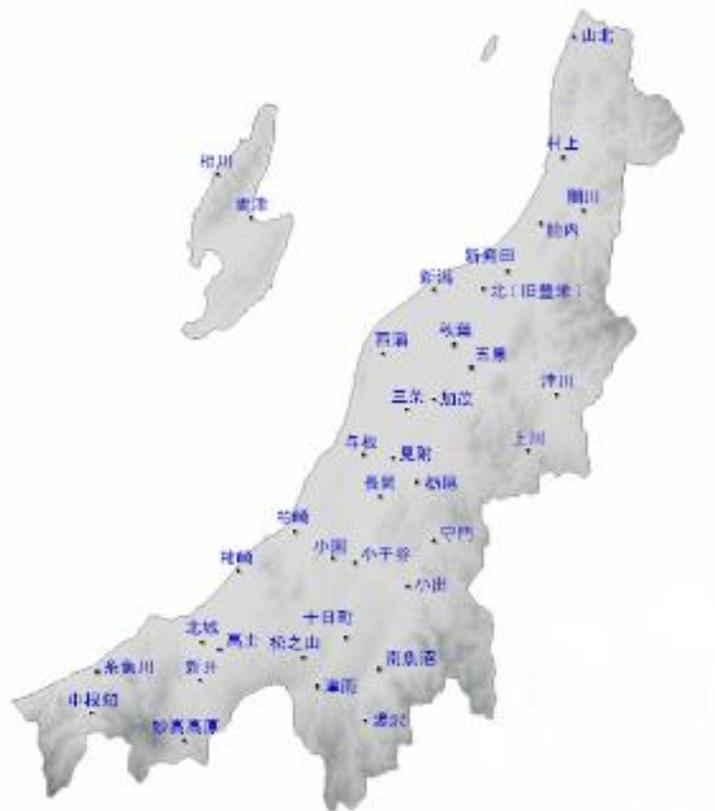
・アドレス（日本語版）：<https://www.chiiki.pref.niigata.jp/yuki/>

・アドレス（英語版）：<https://www.chiiki.pref.niigata.jp/yuki/index-e.html>

イ スマートフォン専用サイト（スマートフォン端末）

・アドレス：[https:// www.chiiki.pref.niigata.jp /yuki/smart/](https://www.chiiki.pref.niigata.jp/yuki/smart/)

【雪情報システム観測所配置図】



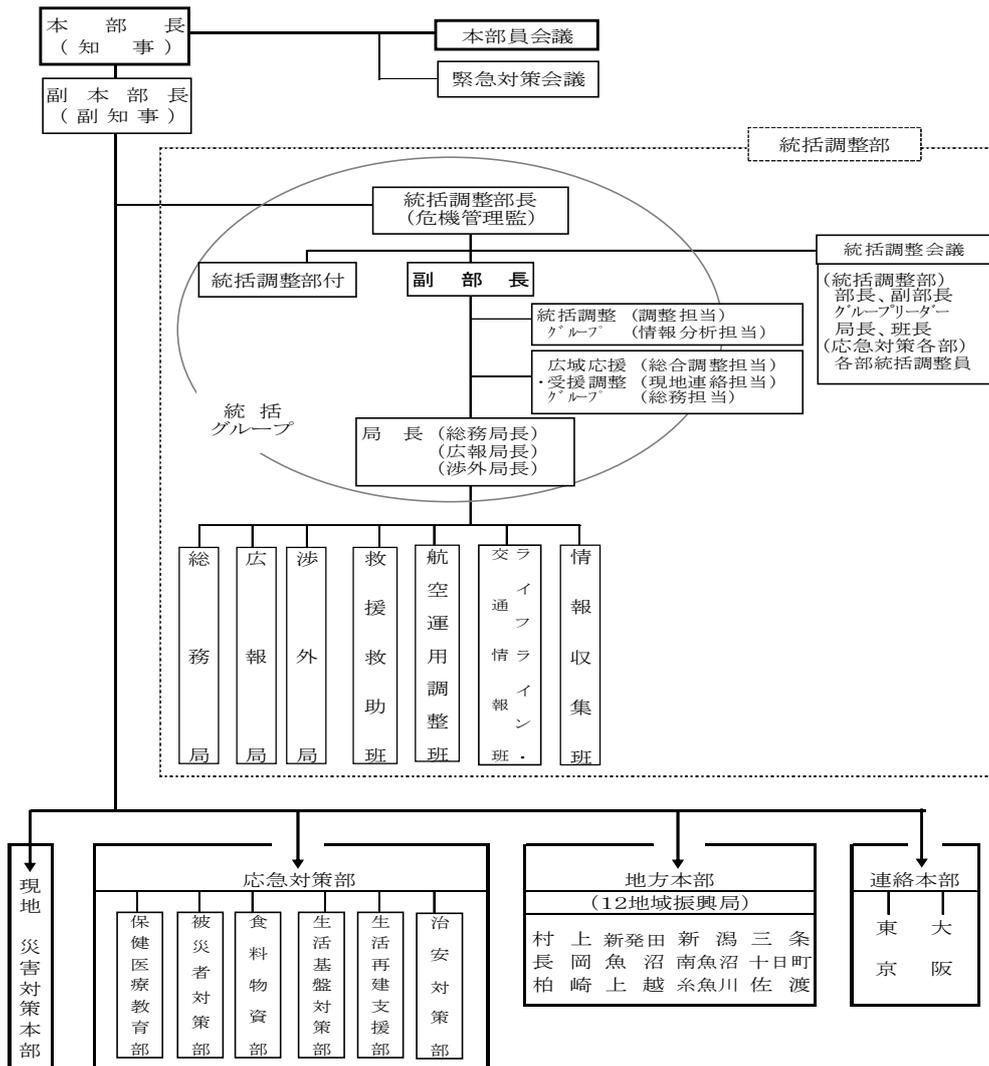
第3 防災救助

1 災害対応体制

県の災害対応体制は以下のとおり、気象状況や被害状況により段階を踏んで体制を構築する。

	情報連絡室	警戒本部	対策本部	災害対策本部
設置基準	警戒本部又は対策本部の設置に至らない場合で、県内で大雪による被害の発生が事前に予想されるとき	県内で大雪による被害発生の可能性が高まり、雪害予防対策の強化が必要と認められる場合	豪雪により雪害、孤立集落の発生など、関係部局が連携した災害対応が必要となった場合	豪雪により市町村に災害救助法が適用された場合や、住民生活に重大な支障を及ぼす大規模災害が発生、特別警報（大雪暴風雪）が発表された場合
設置者	危機管理監	危機管理監	知事又は危機管理監	知事

【新潟県災害対策本部組織図】



2 救急・救助活動

豪雪による家屋の倒壊、集落等の孤立、雪崩の発生等の災害により救急・救助活動が必要となった場合は、県、警察本部、市町村、消防機関等は協力して迅速かつ適切な救急・救助活動を実施する。

また、必要に応じて自衛隊等の関係機関に応援を要請し、必要な救急・救助活動を実施する。

(1) 市町村、消防本部及び県による応援要請

ア 市町村及び消防本部は、管内の消防力等で対応できない場合は、必要に応じて各種消防相互応援協定、県が定める緊急消防援助隊受援計画、県・市町村地域防災計画等に基づき、県内広域消防相互応援、緊急消防援助隊の応援を要請する。また、自衛隊の災害派遣要請をしなければならない事態が生じたときは、県へ災害派遣要請依頼を行う。

イ 県は、被災市町村の被害状況及び救急・救助活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。また、必要に応じ、関係機関に応援を要請し、救急・救助活動の迅速な実施を図る。

(2) ヘリコプターによる救急・救助活動

県、警察本部は、市町村からの要請又は自らの判断により、関係機関と協力してヘリコプターによる救急・救助活動を実施する。また、県は、必要に応じ、ヘリコプター保有機関（他都道府県、第九管区海上保安本部、自衛隊等）に応援を要請し、安全かつ効率的な救急・救助活動の支援・調整を行う。

この場合において、市町村長等から応援要請をする場合の手続き等は次のとおりとする。

ア 警察ヘリコプター

市町村長は、管轄する警察署長を経由して警察本部長に出動要請するとともに、知事（危機対策課経由）に対してその旨を報告する。

イ 消防防災ヘリコプター

市町村消防長等は、危機対策課長（消防防災航空隊経由）に出動を要請する。

3 応急救助

県及び市町村は、協力して現に救助を必要とする者に対して、必要な応急救助を実施するため、降雪・積雪量の観測及び担当者間での情報共有を行い、災害救助法又は新潟県災害救助条例の適用に遅れが生じないよう取り組む。

4 消防活動の強化

降積雪期において、市町村及び消防機関は、消火栓、防火水槽の除雪の徹底を図るとともに、雪に強い消防施設等の整備を推進するなど、消防活動の強化に努める。

(1) 消防ポンプ自動車等の機動力の整備を行い、消防力の充実を図る。

(2) 消火栓、防火水槽の除雪、配管やポンプの凍結防止に努めるとともに、防火水槽の立上り吸水管及び多段式消火栓の設置などにより消防水利の確保を図る。

(3) 防火意識の徹底と防火組織の育成強化を図る。

第4 道路交通の確保

県内主要国県道等について、機械除雪を主体に消雪パイプ、流雪溝等の消融雪施設の有効利用を図り冬期の道路交通を確保し、産業振興と民生の安定を図る。

1 令和7年度道路除雪計画

除雪を実施する路線は、雪寒法に基づいて指定された道路のうち、重要な路線（幅員狭隘、雪崩多発地帯等除雪不能区間を除く。）及び指定外路線中、公共施設等に通ずる重要な路線並びに高速自動車国道とする。

除雪の分担は、一般国道のうち直轄指定区間は国土交通省北陸地方整備局が行い、県管理区間は県が行い、県道及び市町村道は道路管理者の県あるいは市町村が行う。

また、高速自動車国道のうち、日本海東北自動車道の荒川胎内インターチェンジから朝日まほろばインターチェンジまでの区間は北陸地方整備局が行い、同区間を除く区間は東日本高速道路(株)が行う。インターチェンジの取付部分の除雪方法等は、それぞれの管理者と協議の上、行う。

(1) 道路管理者別の令和7年度除雪計画（車道）

区分 機関	除雪道路延長 (km)				除雪機械台数 (台)						
	内 訳				内 訳						
	第1種	第2種	第3種	計	除雪 ドーザ	除雪 グレーダ	除雪 トラック	ロータリ 除雪車	スノー ローダ	凍結防止 剤散布車	計
県管理	1,828.0	1,049.4	1,677.8	4,555.2	417	128	5	210	14	82	856
北陸地方整備局	659.8	-	-	659.8	19	90	59	42	-	36	246
計	2,487.8	1,049.4	1,677.8	5,215.0	436	218	64	252	14	118	1,102
東日本高速	429.9	-	-	429.9	40	11	163	49	-	52	315
合計	2,917.7	1,049.4	1,677.8	5,644.9	476	229	227	301	14	170	1,417

<参考> 令和6年度道路除雪実績（車道）

区分 機関	除雪道路延長 (km)				除雪機械台数 (台)						
	内 訳				内 訳						
	第1種	第2種	第3種	計	除雪 ドーザ	除雪 グレーダ	除雪 トラック	ロータリ 除雪車	スノー ローダ	凍結防止 剤散布車	計
県管理	1,825.9	1,049.9	1,677.1	4,552.9	414	128	5	209	13	81	850
北陸地方整備局	665.8	-	-	665.8	16	89	60	41	-	35	241
計	2,491.7	1,049.9	1,677.1	5,218.7	430	217	65	250	13	116	1,091
東日本高速	429.9	-	-	429.9	40	11	163	49	-	52	315
合計	2,921.6	1,049.9	1,677.1	5,648.6	470	228	228	299	13	168	1,406

令和7年度直轄指定区間除雪延長区間（新潟県内）

事務所名	路線別内訳 (km)									除雪率 (%)
	日東道	7号	8号	17号	18号	49号	113号	116号	計	
羽越河川国道事務所	21.0	58.5	-	-	-	-	-	-	79.5	100
新潟国道事務所	-	53.7	38.8	-	-	68.9	25.9	44.7	231.9	100
長岡国道事務所	-	-	75.8	110.1	-	-	-	34.2	220.1	100
高田河川国道事務所	-	-	90.5	-	37.8	-	-	-	128.3	100
計	21.0	112.2	205.1	110.1	37.8	73.7	25.9	78.9	659.8	100

(2) 令和7年度県管理道路除雪計画延長（車道）（単位：km）

種別 \ 区分	管理道路実延長	除雪計画延長	除雪率 (%)
一般国道	1,251.7	1,111.0	88.7
主要地方道	1,596.9	1,431.9	89.7
一般県道	2,509.6	2,013.3	80.2
計	5,358.2	4,555.2	85.0

(3) 消融雪施設整備状況（車道）

人家連たん区域、交通量の多い交差点及び急坂路（6%以上）等、機械除雪作業の効率が著しく低下する道路においては、消雪パイプ等消融雪施設の効率的な整備及び維持・保全に努める。

機 関 \ 区 分	令和7年度設置済総延長（km）			
	消雪パイプ	流雪溝	路面流水	無散水融雪
北陸地方整備局	59.8	5.2	-	2.8
県 管 理	957.9	219.6	2.4	2.7
計	1,017.7	224.8	2.4	5.5

2 除雪の実施体制

除雪路線を平常時確保路線と緊急時確保路線に分けて対処する。緊急時とは、短時日の間に連続異常降雪があり、異常な降雪状態になった場合をいう。

なお、11月半ばまでに除雪機械の配置、オペレータ手配等の準備を完了させ、いつでも対応できる除雪体制をとる。

(1) 平常時の場合

県道路管理課に除雪対策本部を設け、除雪対策本部長の指揮の下に除雪を実施する。

◎ 除雪対策本部長・・・土木部長

〃 副本部長・・・土木部技監、土木部副部長、道路管理課長

〃 実施部長・・・各地域振興局地域整備部長、維持管理事務所長、地区振興事務所長

(2) 警戒、緊急体制への移行

短時日の間に連続異常降雪となった場合には、次のように警戒又は緊急体制に移行する。

区分	基 準	措 置（事前やるべきこと）
常時		
警戒体制	<p>（移行については関係者と共有）</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路管理課：新潟県の大雪に関する警戒本部設置時 *豪雪警戒本部… 県内で大雪による被害発生の可能性が高まり、雪害予防対策の強化が必要と認められる場合 各地域整備部：各管内市町村の警戒本部設置時等 	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者間との情報連絡の強化 除雪機械及びオペレータの応援に関する事前準備 圏域のタイムラインに基づく対応準備 必要に応じて県民への情報発信 オペレータへの状況確認 <p style="text-align: right;">など</p>
緊急体制	<p>（移行については関係者と共有）</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路管理課：新潟県豪雪対策本部設置時 *豪雪対策本部… 豪雪により雪害、孤立集落の発生など、関係部局が連携した災害対応が必要となった場合 各地域整備部：各管内市町村の対策本部設置時等 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて緊急確保路線の優先除雪 情報連絡本部により関係機関との情報連絡強化 道路管理者間の相互応援 県内の他地域からの広域応援 <p style="text-align: right;">など</p>

(3) 除雪基準

ア 一般国道等（高速自動車国道を除く。）における除雪

(ア) 平常時における除雪基準

除雪路線は、当該路線の交通確保の必要性に応じて第1種、第2種、第3種に区分する。

第1種…自動車交通量 1,000台/日以上以上の路線で2車線以上の幅員確保を原則とし、異常降雪時以外は常時交通を確保する。異常降雪時では降雪後、約5日以内に2車線の確保を図る。

第2種…自動車交通量 500台/日以上1,000台/日未満までの路線で2車線幅員確保を原則とするが、状況により1車線幅員で待避所を設ける。異常降雪時では、約10日以内に2車線又は1車線の確保を図る。

第3種…自動車交通量 500台/日未満の路線で1車線幅員を確保し、必要な待避所を設けることを原則とする。状況により一時通行不能になってもやむを得ない。

(イ) 緊急時における除雪基準

除雪路線のうち、路線の重要度を勘案し、異常豪雪時の交通確保区間を2車線及び1車線確保の2種類に分けて除雪する。

機 関	令和7年度緊急時確保路線延長 (km)			令和6年度 (km)	対前年度増減 (km)
	2車線	1車線	計		
北陸地方整備局	130.4	529.4	659.8	665.8	-6.0
県 管 理	1,373.3	1,037.2	2,410.5	2,409.4	1.1
計	1,503.7	1,566.6	3,070.3	3,075.2	-4.9

イ 高速自動車国道における除雪

冬期間の安全かつ、確実な交通の確保を図るため、凍結路面の発生を防止することを基本とし、乾燥・湿潤～圧雪路面の間で管理することを目標とする。

(4) 地吹雪や集中的な降雪による車両滞留への対応

地吹雪や集中的な降雪時には、各道路管理者及びその他の関係機関が十分に連携し、相互の情報共有を図り、車両滞留防止に努める。さらに、車両の滞留が発生した際には、迅速な道路交通の確保を図るため、通行止めによる集中的な除雪の実践などにより、後続車両による連鎖的な滞留の回避に努める。また、滞留に巻き込まれたドライバーへの支援に努める。

(5) 道路情報提供装置

刻々と変化する道路情報を迅速かつ正確に通行車両へ提供し、円滑な道路交通の安全を図る。提供装置として、A、B型情報板、路側放送等の施設を計画的に整備する。

(6) 歩道除雪

主に通学路を対象とした、冬期間確保すべき歩行経路のネットワーク化を図るため、市町村が中心となって「雪みち計画」を策定している。基本的にこの計画に基づき、歩道除雪を実施する。

機 関	令和7年度歩道除雪（消融雪）延長						令和6年度歩道除雪（消融雪）延長					
	歩道除雪延長 (km)	歩道用除雪機械台数			消融雪延長 (m)		歩道除雪延長 (km)	歩道用除雪機械台数			消融雪延長 (m)	
		小形除雪車	小形除雪機	計	消雪パイプ	無散水融雪		小形除雪車	小形除雪機	計	消雪パイプ	無散水融雪
北陸地方整備局	399.7	105	0	104	12,940	-	409.3	104	0	104	12,940	-
県 管 理	1,336.6	212	63	275	30,397	3,024	1,326.3	211	63	274	30,337	2,908
計	1,736.3	317	63	379	43,377	3,024	1,735.6	315	63	378	43,408	2,908

(注) 1 小形除雪車は、搭乗式の歩道除雪機械

2 小形除雪機は、ハンドガイド式の歩道除雪機械

3 消融雪設置延長は、延べ延長

(7) 踏切道にかかる除雪

J R各社及び軌道事業者との申し合わせに基づいて行うが、実施の細部について、関係機関と十分に打合わせを行い、連絡体制を強化して事故の未然防止に努める。

(8) 市街地の除雪

道路除雪計画の実施に当たっては、屋根の雪おろし等との関係から市街地部分（人家連たん地区）の除雪が隘路となるので、市町村単位に市町村、国、県の地域機関、警察署、商工団体、観光協会、建設業者、交通運輸業者、町内会等の各代表をもって構成する除雪対策協議会を設置し、除雪作業の調整、受益者及び住民協力の確保を図り、道路除雪の円滑化を期する。

なお、雪捨場の選定は、特に補償の問題も考慮して、事前に関係機関が協議して慎重に選定し、沿道住民にその位置を周知して、みだりに中小河川へ雪を捨てて溢水等の災害を引き起さないよう配慮する。

(9) 冬道安全運転の確保

道路環境の整備及び安全運転指導の充実等により、冬道安全運転の確保を図る。

(10) 春先の雪割りの実施

降雪期明けに行う主要路線の雪割りは、関係市町村と協議の上適期に行うものとする。

3 冬期臨時交通規制等の実施

(1) 警察

警察は、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため、主要道路を中心に駐車禁止等の冬期交通規制を行うほか、次のとおり冬期臨時交通規制及び交通指導取締り等を実施する。

ア 臨時交通規制等の実施

気象条件、道路環境の悪化から、緊急措置が必要と認められるときは、警察署長の権限による臨時交通規制課等を行う。

なお、主要幹線国道において、タイヤチェーン不装着車（ダブルタイヤ車であってシングルチェーンしか装着していないものを含む。）の走行が困難な場合には、タイヤチェーン不装着車の通行止めを道路管理者に協力して実施する。

イ 高速自動車国道における臨時交通規制の実施

降・積雪、吹雪、凍結等の異常気象時には、交通の安全と円滑を図るため、気象状況に応じ、高速道路交通警察隊長の権限により最高速度規制の臨時交通規制を実施するほか、道路状況に応じてチェーン装着指導又はインターチェンジの区間を定めた通行止めを道路管理者に協力して実施する。

ウ 交通指導取締りの強化

冬期間すべり止め装置不着装車、違法駐車車両等の指導取締りを重点的に実施する。

エ 道路交通情報の収集及び提供等

県警本部交通管制センターにおいて、県内の道路交通状況等の情報を収集する。この情報は、公益財団法人日本道路交通情報センターを通じたラジオ放送及び、道路に設置された交通情報板等により道路利用者に提供する。

オ 踏切事故防止対策

冬期間の踏切事故防止のため、交通安全活動を行うほか、関係機関へは除排雪の徹底を依頼する。

(2) 東日本高速道路株式会社新潟支社

降・積雪、吹雪、凍結等の異常気象時には、交通の安全と円滑を図るため、高速自動車国道の道路状況に応じチェーン装着指導を行い、必要に応じてチェーン規制を行う。

第5 鉄道輸送の確保

東日本旅客鉄道株式会社新潟支社

1 除雪体制

(1) 雪害対策の基本方針

雪害が予想される場合は、気象台情報を始めとする各種情報の活用により、的確な情報判断と迅速な初動体制の実施に努めるとともに、県、地元市町村や関係機関との事前打ち合わせの実施、連絡・協力体制の強化を図り、安全・安定輸送の確保に万全な体制を期することとする。

(2) 除雪体制の確立

ア 路線の除雪

新潟支社内外の関係箇所との連絡を密にして、気象情報と各線区の降・積雪状態をより的確に把握し、時機を失わない早期除雪を実施する。

(ア) 除雪作業には、投排雪保守用車、除雪用機械等を適所に配備するとともに除雪要員の配置、及び外注除雪体制を敷き、輸送の確保に万全を期すため総力を結集する。

(イ) 除雪は投排雪保守用車、除雪用機械に主力をおき、線区の重要度に応じ重点的な除雪を行い、極力列車運転の混乱防止に努める。

(ウ) 機械力除雪により難しい箇所の除雪は、人力除雪を計画的に実施するほか、消雪設備等の整備に努める。

イ 踏切箇所の除雪

踏切付近の除雪は、線路及び道路側からの排雪によって堆雪し、見通しを阻害することが多いので、除雪に当たっては、関係機関と十分協議の上、実施するものとする。

なお、冬期間に踏切敷板を一時撤去する場合は、道路管理者及び警察と撤去踏切道の選定、撤去の方法、道路標識の建植等を協議し、柵等の設置により車両通行止めの措置を講ずる。

(3) 列車の運転規制等

降・積雪期における最大限の輸送力確保と輸送の混乱を防止するため、降積雪の状況に応じて5段階に区分し、列車の運転を規制するとともに各段階に即応した投排雪保守用車を必要により運転し、除雪用機械による構内除雪について計画的に実施する。

(4) 非常災害対策

ア 旅客の接遇

雪害時においては、旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期すため、各駅長が必要に応じ給食、医療等の手配を行う。

イ 自衛隊への派遣要請

雪害時における緊急除雪等は、まず、非現業社員を含めた支社内の社員の動員を第一とし、場合によっては関連する事業所の応援をもって行うものとするが、これのみによって事態の收拾を計り難いときは、状況に応じて、自衛隊に派遣を要請する。

ウ 緊急輸送

豪雪時における緊急輸送は、一般客貨に優先して行うものとするが、緊急輸送が輻輳して調整が困難となったときは、県と協議の上、輸送物資及びその順位を定めて行う。

2 予防保全対策

(1) 雪崩警備体制の確立

雪崩の発生が予想される場合は、警備体制を強化し、必要に応じて列車の抑止手配、運転規制等を実施する。

ア 雪崩発生重点警備箇所の巡回及び警備を実施する。

イ 山腹上部の積雪、雪び等の発生及び発達の状況等を地上警備で監視が困難な箇所に対してはヘリコプターによる空中調査を必要により実施し監視に努める。

ウ 気象条件などの変化によって雪び落とし、斜面踏み固め、なだれ落とし等の予防保全策を実施する。

(2) 防融雪設備等の充実

輸送の確保を図るため、熱風、電気融雪及び水資源を利用した除雪方法等によりでき得る限りの防融雪設備の充実化に努める。

【融雪設備配置表】

線 区	設置分岐器数					
	温水ジェット等	散水	電気+散水	電気	熱風	計
上越線	51	58		4	16	129
信越本線	52	149(53)		88(66)	56	345(119)
羽越本線	17	86(1)		161(18)	6	270(19)
白新線	25	25(9)		4(52)	17(41)	71(102)
磐越西線	28	11		39		78
越後線	30		2	74	4	110
米坂線	8	1		2	9	20
弥彦線	2	1		11		14
只見線	2	5		3		10
飯山線	3			10	2	15
合 計	218	336(63)	2	396(136)	110(41)	1,062(240)

(注) () は貨物会社分として別掲

【防雪設備配置表】

線 区	防雪設備				
	雪崩止よう壁	雪崩止さく	雪崩覆い	雪覆い	流雪こう
	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
上越線	9	86	5	2	16
信越本線	1	17		0	8
羽越本線				1	
磐越西線	84	116	28	3	6
米坂線	4	21	7	6	5
只見線	1	22	1	17	
弥彦線					1
飯山線	1	45	16	32	7
合 計	100	307	57	61	43

(3) 除排雪機械

各種除雪機械を最大限に活用し、積極的な輸送確保の手配を講ずる。

配置機械 配備箇所	モーターカー ロータリー	投排雪 保守用車	機械段切 除雪装置	ハンド ロータリー	計
上越線	11	3	(4)	36	50(4)
只見線	2	1	(2)	7	10(2)
磐越西線	4		(3)	23	27(3)
米坂線	3		(2)	14	17(2)
羽越本線	7	2		35	44
白新線	2	1		15	18
信越本線	9	4	(3)	50	63(3)
越後線	3	1		26	30
弥彦線	1			3	4
飯山線	3	1	(3)	14	18(3)
計	45	13	(17)	223	281(17)

(注) () はモーターカーロータリーに装備のため、別掲

3 上越新幹線の防除雪体制

(1) 新幹線防除雪設備の概要

高速鉄道である、上越新幹線の防除雪設備としては、降雪区間全般にわたって配置している散水消雪設備を主体にして初期消雪に努めるほか、特に降雪量の多い越後湯沢、浦佐間を中心とするトンネル間の途中には雪覆い（スノーシェルター）を設け、線路上の積雪を防ぐ方式を取っている。

また、使用電車の車体構造は、積雪地帯の厳しい気象条件下でも走行できるように、車両の下部までカバーで覆っており、各機器への着雪防止と雪等の侵入防止を図っている。

(2) 新幹線散水設備

散水消雪設備は、信濃川水系の河川水及び越後湯沢地区においては、大清水トンネルの湧水を利用し、一部を加熱した後冷水を混合、一定水温を確保し軌道又は屋根上等にスプリンクラーにより全線均等散水を実施する。

軌道消雪基地は、車両基地を含め31箇所設置し、1基地当たりの受持区間は平均3kmである。

(3) 異常時対策

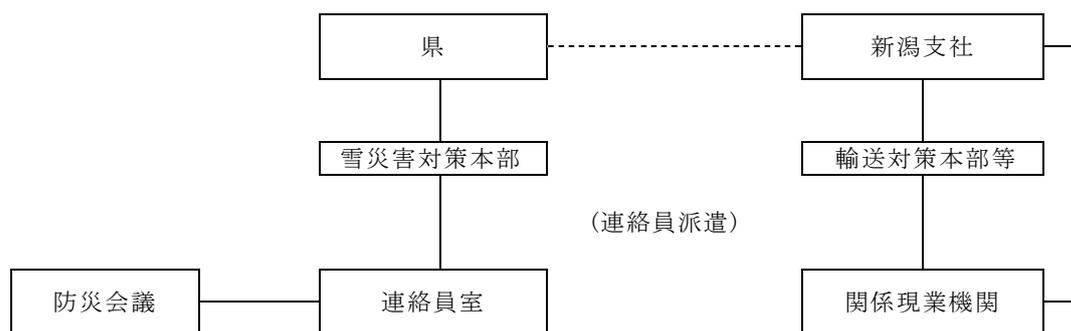
降積雪等により初列車の運転に支障のおそれがある時は、除雪等（除雪又は除氷）を実施し、さらに、状況により運転規制の必要あると認めた時は下記により規制を実施する。

運転規制	245km/h	210km/h	160km/h	110km/h	運転中止
レール面上の積雪深	9cm～ 17cm未満	17cm～ 19cm未満	19cm～ 22cm未満	22cm～ 30cm未満	30cm以上

4 災害対策本部等の設置

雪害により列車運転に大規模かつ長期的な混乱が発生した場合、発生被害の拡大防止、復旧作業の迅速化及び諸対策の円滑な推進により、列車の運転及び輸送の確保を図るため新潟支社内に輸送対策本部等を設置し、県その他関係機関との折衝に当たる。

【組織系統図】



(注) _____ 災害対策基本法に基づく災害対策本部が設けられた場合

----- その他の場合

【雪害時における運転規制標準】

段階	降積雪の状況	線路の状況		投排雪保守用車 運転計画	運転規制		
		本線路	駅側線		運 休	けん引定数 削減	補機 連結
第一次	降雪量 1日10cm～40cm(20cm～50cm)又は毎時2cm(3cm)を超え、6時間以上降り続けているとき	確 保	確 保	必要により投排雪保守用車又は臨時列車を運転	予め、段階的に運休候補列車を選定しておくが、列車の休活手配は支社輸送対策会議にて行う。	貨物列車 10%～20%	
第二次	降雪量 1日40cm～60cm(50cm～70cm)又は毎時3cm(5cm)を超え6時間(4時間)以上降り続けているとき	確 保	仕訳線の80%以上を確保する。 (仕訳線には貨物線を含む。以下も同じ。)	必要により投排雪保守用車又は臨時列車を運転		貨物列車 20%～30%	旅客列車は必要により連結
第三次	降雪量 1日60cm～80cm(70cm～90cm)又は毎時5cm(7cm)を超え、4時間(3時間)以上降り続けている時又は吹雪のとき	確 保	仕訳線の70%以上を確保する	必要により投排雪保守用車又は臨時列車を運転		貨物列車 30%～50%	旅客列車9両以上の客車列車に連結
第四次	降雪量 1日80cm～90cm(90cm～100cm)又は毎時7cmを超え3時間以上降り続けている時又は吹雪のとき	主本線全部と副本線の50%を確保する	仕訳線の40%以上を確保する	必要により投排雪保守用車又は臨時列車を運転		貨物列車 50%～60%	旅客列車は全列車に連結、貨物列車は必要により連結
第五次	降雪量 1日90cm(100cm)以上又は毎時10cm以上で列車の運転確保が困難な状態のとき	主本線全部と輸送力確保に必要な最小限の副本線を確保する	輸送力確保に必要な仕訳線、機回線等の最小限を確保する	必要により投排雪保守用車又は臨時列車を運転		旅客列車 通勤通学列車を除き運休 貨物列車 緊急物資の輸送に必要な最小限の本数を除き運休	同 上

(注) ・降積雪の状況欄中()内は、雪害線区における場合を示す。

・吹き溜まりの発生が著しい場合、又は側雪が相当量を超える場合の運転規制方は、線区又は地方の実情により、これを強化するものとする。

西日本旅客鉄道株式会社金沢支社

(※【幹】北陸新幹線、【在】在来線(大糸線)、【共】北陸新幹線、在来線共通)

1 雪害対策の基本方針【共】

安定輸送を提供する観点から、雪に対する情報伝達の迅速化を図り、列車の正常運行を確保するため、次の取組により対応するものとする。

- (1) 支社と現地対策本部の連携強化
- (2) 気象予報会社、気象台からの気象状況の把握
- (3) 必要により現地情報確認者を配置し、降積雪状況、除雪状況を把握

2 雪害対策本部の設置【共】

冬期間中は早期に情報を収集し手配に万全を期すため、雪害対策本部を設置するものとする。

3 初動体制の強化【共】

初雪、雪の降り始め時の対処については、次の事項を重点的に実施するものとする。

- (1) 気象情報の把握による警戒体制の確立
- (2) 消融雪装置の的確な使用
- (3) 除雪車両、機械等の出動基準前の運転
- (4) 除雪要員出動計画の策定

4 雪害時の輸送手配【在】

迅速かつ適切な輸送手配により、輸送の円滑化を図るため、雪害時輸送手配基準を定め、降雪及び吹雪の状況に応じ、時期を失せず発動するものとする。

(1) 除雪計画及び運転計画

降雪予測及び積雪に応じて、除雪体制を「通常除雪」「拡大除雪」「優先除雪」の3段階に区分し、除雪体制に合わせた除雪計画を実施するとともに、運転計画及び輸送手配を行う。

(2) 除雪車の手配時機

ア 通常除雪：気象予報会社の13時発表の気象情報及び現地の降積雪状況の把握等を参考に除雪車の運行計画を策定し関係箇所と調整し、概ね15時を目途に手配を完了させる。

イ 拡大除雪及び優先除雪：気象情報及び現地の降積雪状況等から「拡大除雪」及び「優先除雪」が必要と判断したときには、除雪車の運行計画を策定し関係箇所と調整のうえ、概ね6時間前までに手配を完了させる。

5 雪害時の輸送手配【幹】

列車運転時間帯の運転中止及び車両屋根上損傷を防止するために列車の運転、除雪作業を実施する。

(1) 列車運転時間帯

列車運転時間帯で積雪による運転中止が見込まれる場合は、排雪を目的とした臨時列車(排雪列車)を設定する。

(2) 作業時間帯

レール面上、貯雪溝を除雪し、列車運転時間帯中の運転中止を防止する。

(3) 始発列車運転前

電力設備の着氷雪除去を目的とした列車(雪払い列車)を運転し、車両屋根上損傷事象の発生を防止する。

6 除雪作業の体制【幹】

(1) 除雪車による除雪

12時段階の「予想降雪量」＋「積雪量」が出動標準値を超える場合に除雪を実施するものとし、吹溜り等が発生している場合は出動標準値以下であっても必要により除雪車を出動させる。

- (2) ホームの除雪
ホームの除雪は、融雪装置を活用し、必要により人力による除雪を各駅で実施する。
- (3) 列車の雪落とし
列車の雪落とし作業は、必要により糸魚川駅、白山総合車両所で実施する。

7 情報連絡体制【共】

列車の運行状況等に関する情報連絡体制の強化を図り、ホームページによる列車運転状況の提供、支社管内一斉放送設備の活用など情報提供サービスを強化し、的確な列車遅延情報の提供を行うものとする。また、運休、大幅な遅延等発生した場合には、速やかに県及び関係機関に連絡するものとする。

(1) 雪害時における列車の運行状況、輸送手配等

列車運行情報等により状況を的確に把握し、部内の連絡をきめ細かく行うとともに、速やかに旅客、公衆へ周知を図るため、次のように情報の区分及び発表責任者を定める。

ア 部外情報⇒総務課長

雪害に関する情報について報道機関を通じて速やかにお客様にお知らせするもので、総務課長がプレス発表する。

イ 旅客情報⇒運輸課長（新幹線は指令所長）

旅客列車の遅延、特発、う回輸送状況等について駅及び列車乗務員を通じて列車内の旅客及び待合室の旅客公衆に連絡するもので運輸課長（指令所長）が発表する。

(2) 行政機関等への情報提供

雪害により、列車の運行状況等に大きな障害が生じた場合、必要により地域共生室長は関係する行政機関等に情報を提供し連携に努めること。

北越急行株式会社

1 雪害対策の基本方針

開業からの経験と限られた要員体制の中で、効率的な要員運用と除雪機械による集中的除雪に努め降雪時の安定輸送の確保を図ることとする。

また、気象台情報及び各種の雪情報の活用により、的確な情報収集と迅速な初動体制の実施に努め、県及び関係市町村や関係機関との事前打合せの実施、連絡、協力体制の強化を図り、冬期の安全安定輸送の確保に万全な体制を期することとする。

2 除雪体制

(1) 除雪体制の確立

ア 路線の除雪

関係箇所との連絡を密にして、気象情報と線区の降・積雪状態をよりの確に把握し、時機を失しないよう早期除雪に努める。

(ア) 除雪作業には、除雪機械を適所に配備して、除雪要員の配置及び外注除雪体制を敷き、輸送の確保に万全を期すため総力を結集し除雪に努める。また、豪雪による運転規制時には輸送業務に必要な最小限の要員を配置するほかは、全ての社員を動員し除雪作業に従事する。

(イ) 除雪は、除雪機械を主力として列車の運転していない夜間に集中的に除雪を行い、極力列車運転の混乱防止に努める。

(ウ) 除雪機械により難しい箇所の除雪は、人力除雪を計画的に実施するほか、路盤消雪（パネルヒーター）等の消雪設備の効果的運用を図る。

イ 踏切の除雪

踏切付近の除雪は、線路及び道路側からの排雪によって堆雪し見通しを阻害する事が多いので、除雪に当たっては、関係機関と十分に協議の上除雪に努める。

(2) 列車の運転規制等

降・積雪期における輸送の確保と輸送の混乱防止を図るため、降積雪の状況に応じて3段階に区分し、列車の運転を規制するとともに各段階に即応した除雪機械による運転と構内除雪について、計画的に実施する。

(3) 非常災害対策

ア 旅客の接遇

雪害時においては、旅客の安全と安定輸送の維持に万全を期すため、会社として必要に応じ給食、医療等の手配をするが、非常災害時には市町村、住民等の協力を求め応急炊きだしを実施するとともに、現地の医療機関等による診療を求め、給食、医療等の万全を期す。

イ 消防団等の出動

雪害時における緊急除雪等は、本社社員の動員を第一とし、必要により関連会社の応援要請を行うものとするが、これらによっても事態の收拾を計り難いときは、状況に応じて消防団等に派遣を求める。

ウ 豪雪時における緊急輸送は、一般旅客を優先して行うこととするが、緊急輸送が輻輳して調整が困難となったときは県と協議し順位を定めて行う。

3 予防保全対策

(1) 雪崩警備体制の確立

雪崩の発生が予想される場合は、警備体制を強化し、機を失わずに列車の抑止手配、運転規制等を実施する。又、積雪量及び気象状況を把握し、雪崩発生の重点警備箇所を定め、巡回、警備を強化する。

(2) 防・融雪設備等の充実強化

除雪要員の体制規模及び要員確保の困難な現状に対応し、防・融雪設備の強化を図るため、近代的な融・消雪設備を重点的に設置し、除雪作業の省力化に努め、輸送の確保に万全を期することとする。

【分岐器融・消雪設備設置表】

線名	分岐器敷設数(組)			設備設置数(組)			
	本線	側線	合計	トンネル内温水ジェット	熱風融雪	散水消雪	合計
ほくほく線	21	10	31	4	(3) 4	(5) 23	(8) 31

※ ()書きは、温水ジェット設備の併設を示す。

【防雪設備設置表】

線名	区分	防雪設備					
		雪覆い	雪崩止擁壁	雪崩止柵	側方消雪溝	温水パネル	散水(スプリンクラー)
ほくほく線	箇所	10	2	2	2	5	2
	延長(m)	568	21	67	1,350	1,440	1,239

【除雪機械配備計画】

線名	モーターカーロータリー	除雪自動車	記事
ほくほく線	3	1	除雪自動車は車両基地を主体

【駅ホーム消雪設備】

線名	散水消雪				記事
	ホーム上屋消雪		ホーム消雪		
	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	
ほくほく線	2	124	6	225	六日町橋上駅屋根：パネル融雪

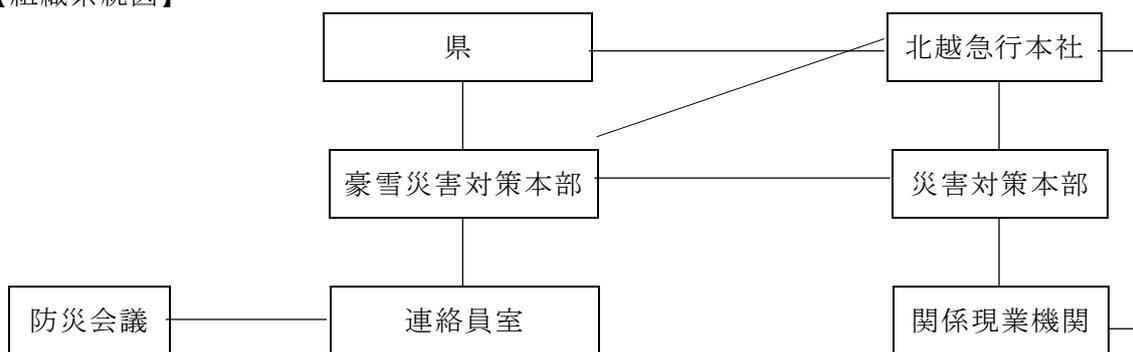
【その他設備の雪害対策】

線名	踏切道・散水消雪箇所(箇所)	トラス橋梁冠雪防止工(箇所)
ほくほく線	2	1

4 災害対策本部の設置

雪害により列車運転に大規模かつ長期的な混乱が発生した場合には、被害の拡大防止及び復旧作業の迅速化等の対策を円滑に推進するため、北越急行株式会社内に災害対策本部を設置し、県及び関係機関との折衝に当たり列車の正常運転確保を図ることとする。

【組織系統図】



(注) 災害対策基本法に基づく災害対策本部が設けられた場合

【雪害時における運転規制標準】

段 階		第 一 次	第 二 次	第 三 次
降積雪 の状況		降雪量：一日40～60cm又は 毎時5cmを超え6時間以上 降り続けているとき	降雪量：一日60～80cm又は 毎時7cmを超え4時間以上 降り続けているとき	降雪量：一日80cm以上又は 毎時10cmを超え3時間以上 降り続けているとき
線路の 状況	本線	確 保	確 保	主本線全部と輸送力確保 に必要な最小限の副本線を 確保する。
	側線	確 保	確 保	輸送力確保に必要な最小 限の側線を確保する。
M 排	R 雪	9時間毎に排雪を行う。	6時間毎に排雪を行う。	4時間毎に排雪を行う。
運 転 規 制	運 休	降積雪の状況及び列車の運行状況等を勘案し、輸送への影響が比較的軽微なものか ら順次列車を運休することとするが、具体的には別途指示する。		
	増 結	必要により、増結手配を行うものとし、具体的には別途指示する。		

えちごトキめき鉄道株式会社

1 雪害対策の基本方針

除雪手配は、列車運転の安全確保を主眼とし、豪雪時においても必要最小限の輸送力を確保する。除雪手配は、降積雪状態と的確な気象観測を基本とし、气象台、その他関係箇所と緊密な連絡をとり、異常事態の把握に努め、時期を失せず早期に行う。

2 除雪体制

(1) 除雪体制の確立

ア 除雪計画の早期手配

(ア) 投排雪保守用車等の早期手配

(イ) 関係社員からの情報の報告

※ 各報告については、時期を逸せず関係箇所に報告する。

イ 踏切の除雪

部外能力を最大限活用し、安全・安定輸送の確保に努める。

(2) 列車の運転規制等

運転規制の発動については、雪害の状況及び气象台からの「大雪警報」が発令された場合に、雪害対策本部関係者が協議のうえ規制の発動を行う。運転規制の更新及び解除についても、関係箇所間で協議し決定する。

(3) 非常災害対策

ア 旅客の接遇

雪害時においては、安全・安定輸送に万全を期す。又、必要に応じ給食、医療等の手配を行う。非常時には各自治体等に協力を求め応急炊きだしを実施するとともに、現地の医療機関等による診療を求め、万全を期す。

イ 自衛隊等の出動

雪害時における緊急除雪等は、本社社員の動員を第一とし、必要により関連会社の応援要請を行うものとするが、これらによっても事態の收拾を計り難いときは、状況に応じて自衛隊等の派遣を求める。

ウ 緊急輸送

豪雪時における緊急輸送は、一般旅客を優先して行うこととするが、緊急輸送が輻輳して調整が困難となったときは関係箇所と協議し順位を定めて行う。

3 予防保全対策

防・融雪設備等の充実強化

【分岐器融・消雪設備一覧表】

線名	温水ジェット	エアジェット	電気融雪装置	熱風装置	散水装置
はねうまライン	24	7	19	39	38
ひすいライン	—	—	31	25	3

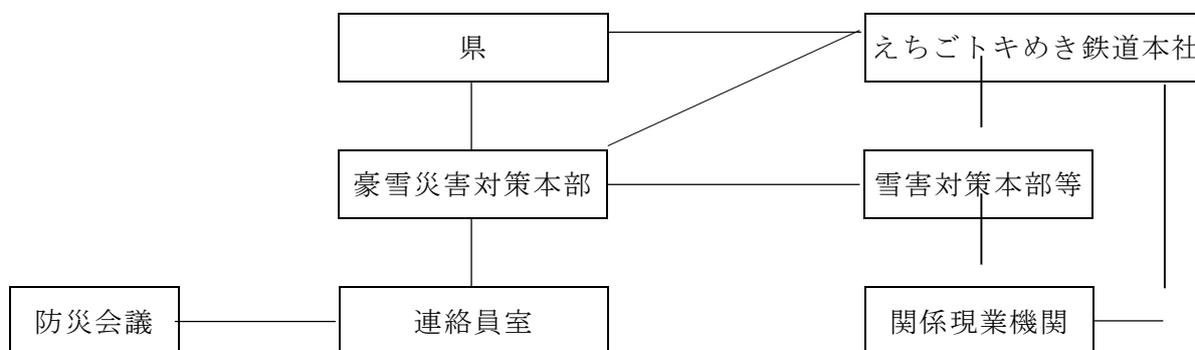
【除雪機械配備状況】

線名	投排雪	MR
はねうまライン	1	6
ひすいライン	1	2

4 災害対策本部の設置

積雪による輸送障害が発生した場合及び発生の恐れがある場合で、輸送障害が拡大すると予想される場合には、雪害対策本部を設置する。雪害対策本部で決定された事項で、運休列車、救済バス等あらかじめお客様等に周知すべき事項がある場合には、速やかに関係箇所への連絡を行う。

【組織系統図】



(注) 災害対策基本法に基づく災害対策本部が設けられた場合

【雪害時における運転規制標準】

段階	降積雪の状況	妙高はねうまライン		日本海ひすいライン	
		本線除雪	除雪間合い	本線除雪	除雪間合い
LEVEL I	一日 10cm～40cm 又は毎時 2cm を超え、6 時間以上降り続けているとき	全線確保	通常間合い	全線確保	通常間合い
LEVEL II	一日 40cm～60cm 又は毎時 3cm を超え、6 時間以上降り続けているとき	全線確保	通常間合い	全線確保	通常間合い
LEVEL III	一日 60cm～80cm 又は毎時 5cm を超え、4 時間以上降り続けているとき	全線確保	通常間合い + 拡大間合い	全線確保	通常間合い + 拡大間合い
LEVEL IV	一日 80cm～90cm 又は毎時 7cm を超え、6 時間以上降り続けているとき	新井一直江津 (妙高高原-新井間は全線運休)	通常間合い + 拡大間合い	全線確保	通常間合い + 拡大間合い
LEVEL V	一日 90cm 以上又は毎時 10cm 以上で列車の運転確保が困難な状態のとき	上越妙高-直江津 (妙高高原-上越妙高は全線運休)	通常間合い + 拡大間合い	全線確保	通常間合い + 拡大間合い

(注) 拡大間合いについては、雪害対策本部にて決定する。

第6 バスの運行

冬期間の降・積雪時における定期バス旅客の輸送を確保するため、国、県、市町村における除雪計画路線の定期バスを運行するほか、主要市街地及び主要鉄道周辺等、地域住民の交通に特に必要な主要定期路線についても、関係者と協力して、極力定期バスの運行を図るよう努める。

1 運行規制等

降・積雪状況により、冬期運行対策本部を設置し、関係機関等と密接な連絡をとって、状況把握に努めるとともに、運行確保と乗降客の安全に努める。

主要路線、運行危険箇所等のパトロールを実施し、積雪等により道路の幅員が狭くなった時や異常・緊急時には、迂回、折り返し運行及び運行規制を実施する。

2 高速バスの運行

(1) 関係機関、共同運行事業者と連絡をとり、緊急時の迂回等を含め安全運行に努める。

(2) 運転士の指導を徹底し、冬期運行の安全に努める。

第7 雪崩による事故防止

1 雪崩危険箇所

雪崩危険箇所は次表のとおりであり、これらの危険箇所については、逐次防止施設の整備を推進するとともに雪崩の警戒を行い雪崩事故の未然防止に努める。

【雪崩危険箇所】

新潟県砂防課

箇所名	危険箇所数	保全対象数		雪崩防止施設のある危険箇所数（令和6年度末）
		人家戸数	公共的建物	
雪崩危険箇所Ⅰ	1,484	20,119	1,562	106
雪崩危険箇所Ⅱ	271	717	0	6

(注) 1 雪崩危険箇所Ⅰは雪崩危険区域内に人家5戸以上（5戸未満であっても公共的建物等がある場合を含む。）ある箇所。雪崩危険箇所Ⅱは雪崩危険区域内に人家が1～4戸ある箇所。

2 「公共的建物」とは、官公署、学校、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、駅、旅館等をいう。

新潟県治山課

箇所数	保全対象別箇所			雪崩防止施設のある危険箇所数（令和6年度末）
	人家	公共施設のみ	道路のみ	
1,447	722	55	670	743

(注) 令和6年度調査（令和7年3月31日現在）による（新潟県治山課）。

2 雪崩防止施設の整備

(1) 道路の雪崩防止施設

北陸地方整備局及び県は、それぞれ管理に属する道路の保全及び交通の安全を確保するため、雪崩発生危険箇所にスノーシェッド、雪崩防止柵、防雪段切り等の雪崩予防・防護施設の整備を推進し、雪崩発生による事故の防止を図る。

【道路の雪崩防止施設の整備状況】

区分 機関	令和6年度まで設置済延長(Km)				令和7年度の設置見込延長(Km)			
	スノーシェッド	雪崩 予防柵	防雪 段切	雪崩防 護擁壁	スノー シェッド	雪崩 予防柵	防雪 段切	雪崩防 護擁壁
北陸地方整備局	2.7	26.2	0.1	0.5	—	—	—	—
県管理	34.1	85.0	71.1	8.7	—	0.3	—	—
計	36.8	111.2	71.2	9.2	—	0.3	—	—

(注) 各防雪施設の延長は、保全対象となる道路延長で表記している

(2) 雪崩防止林の造成

県は、住宅・公共施設、及び道路等で特に雪崩による危険が予測される箇所の保全を図るため、雪崩防止林の造成を行い、雪崩の発生防止を図る。

(3) 鉄道のスノーシェッド

JR各社は、鉄道施設の保全と列車の運行を確保するため、雪崩危険箇所について、雪崩防止施設を整備し、その防止に努める。

3 雪崩危険箇所の警戒と事故防止

(1) 雪崩発生の危険察知、雪崩危険情報等の周知等体制整備

県と市町村は連携して雪崩発生の危険察知のための体制整備及び住民への危険情報等の周知方法の体制整備に努める。

また、雪崩災害を想定した県及び市町村の連絡体制を整備する。

(2) 雪崩危険集落等の警戒と事故防止

市町村及び関係機関は、雪崩発生の危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に生命の安全確保を図るため、適時に十分な監視警戒を行える体制の整備を図る。

また、市町村及び関係機関は、雪崩発生のおそれがある場合には、避難及び部分的な雪庇落しによる未然対応等、地域住民の生命身体を災害から保護するための必要な措置を行う。

(3) 道路危険箇所の警戒と事故防止

ア 危険箇所の監視

道路のパトロールは、北陸地方整備局、県及び市町村において、それぞれの担当除雪路線を主体として実施する。

なお、雪崩発生のおそれのある道路において、斜面の積雪や植生の状況、雪崩対策施設の効果の状況を的確に把握し、危険が認められる場合は速やかに適切な措置を講じ、冬期交通の安全確保を図るものとする。

イ 標識の設置

雪崩危険箇所を一般に周知させるため、各関係機関は標識を整備し、主要道路及び通学道路を重点として必要箇所にこれを設置する。

ウ 事故防止措置

関係機関は協力して、危険地域の警ら警戒、避難誘導、危険地域の立入禁止、交通規制及び現場広報その他必要な事故防止措置を行う。

また、主要道路で雪崩の発生が予想される箇所については、所轄警察署と協議のうえ、通行車両等の安全確保のために必要な交通規制を行い、人力又は機械による斜面除雪作業を実施して雪崩事故の未然防止に努める。

(4) 鉄道雪崩危険箇所の警備と事故防止

ア 直接警備の強化

雪崩発生のおそれのある附近を社員が巡回及び調査等を行い、事故防止に努める。

イ ヘリコプターによる空中調査

山頂の積雪・雪びの状況等が地上での巡回及び調査で監視困難な場合は、ヘリコプターによる調査も検討する。

(5) 移転の促進

雪崩発生の危険箇所に居住する者に対しては、必要な援助を行ってその移転を促進するものとし、特に住民の居住に適当でないと知事が認めた区域（移転促進区域）に居住する者が当該地域外の安全な場所に住宅を移転しようとする場合には、県及び市町村は、住宅団地の整備、住宅建設資金に係る利子補給、住宅の移転に要する経費の補助等所要の援助措置を行うものとする。

4 雪崩の発生に伴う応急措置

雪崩の発生により、道路交通に支障を来したときは、当該道路管理者において、応急復旧措置を行うものとする。とりわけ除雪計画路線については、当該除雪担当機関において、道路パトロール等による道路復旧状況の確認や雪崩危険斜面の監視を行い、速やかな交通の確保に努める。

5 雪崩危険箇所等の情報提供

雪崩危険箇所等の雪崩に関する情報を新潟県ホームページ（砂防課）にて提供中

ア 雪崩危険箇所（防災マップの土砂災害関連情報で雪崩危険箇所を表示）

- ・ アドレス <http://www.bousai.pref.niigata.jp/contents/gaikyou/gaikyou.html>

イ 雪崩危険箇所図一覧（1/35,000 の縮尺）

- ・ アドレス <http://www.sabou-niigata.jp/nadarekikenkasyo/index.html>

ウ 雪崩危険箇所マップ(約 1/100,000 の縮尺、市町村単位)

- ・ アドレス <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sabo/1263848484968.html>

エ とってもあぶない「なだれ」の話(雪崩の前兆現象などをわかりやすく記載したパンフレット)

- ・ アドレス <https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/81301.pdf>

第8 空港・港湾の除雪対策

空港の除雪対策

1 新潟空港の除雪対策

(1) 目的

「航空保安業務処理規程」に基づき、冬期に新潟空港を利用する航空機が安全に運航でき、空港運営に支障が生じないよう除雪を実施する。

(2) 除雪の概要

ア 除雪期間は、概ね12月1日から翌年3月31日までとし、委託契約により除雪作業を実施する。

イ 除雪開始の基準等は、次のとおりとする。

(ア) 新潟空港で運航している定期航空各社の離着陸禁止積雪深に達した場合、若しくは離着陸禁止積雪深以下でも、今後降雪予報からそれ以上の積雪が予測される場合等に除雪をする。

(イ) 道路及び駐車場については、概ね5cm以上の積雪となった場合に除雪する。

(ウ) 基本施設の除雪範囲は、滑走路、誘導路、エプロン、オーバーラン及び各ショルダーとする。

また、道路、駐車場等については、旅客等の通行の支障となる範囲とする。

(エ) 滑走路灯等灯器周辺の除雪は人力により実施する。

(オ) 航空保安無線施設の除雪範囲は、施設内の進入道路及びILS制限区域とする。

ウ 使用する除雪機械は、スノースイーパー除雪車7台、スノーブラウ除雪車6台、ロータリー除雪車2台、凍結防止剤散布車1台（以上官有車両）、トラクターショベル4台、グレーダ2台（以上借上車両）である。

2 佐渡空港の除雪対策

(1) 目的

佐渡空港を利用する航空機、主として旅客機が冬期積雪時において、支障なく安全に離着陸できるよう除雪する。

(2) 除雪の概要

ア 委託契約によるホイールローダ1台で実施する。

イ 除雪期間は、おおむね12月1日から翌年3月31日までとする。

ウ 除雪基準は、原則として積雪が10cm以上あるいは凍結があるとき、又は10cm以上積もると判断されたときに作業を開始する。

エ 除雪の範囲は、滑走路、誘導路、エプロン、ターミナル周辺とする。

港湾の除雪対策

1 目的

冬期間の主要臨港道路の交通確保を図るため、除雪を実施し、もって港湾機能の維持と施設利用の円滑なる運用を期するとともに、港湾における防災上の対策に役立てるものとする。

2 除雪の概要

(1) 主要臨港道路の除雪作業は、県が委託した業者が実施する。

(2) 主要臨港道路の除雪作業は、除雪路線におおむね10cmの降雪があった場合に実施する。

(3) 主要臨港道路の除雪作業は、荷役作業等に支障がないよう、原則、早朝までに実施する。

(4) 主要臨港道路において、坂路等に凍結の危険のおそれのあるときは、路面凍結防止剤を散布して、融雪を図る。

第9 電力、通信の確保

東北電力株式会社 新潟支店, 東北電力ネットワーク株式会社 新潟支社

1 送電、配電線路の送電確保

(1) 予防措置

東北電力ネットワーク株式会社は、送電線路および配電線路の送電確保のため、次の措置をとる。

ア 送電線路の予防措置

- (ア) 降雪期前に巡視又は点検を実施し、雪害予防のため送電線路を補修、整備する。
- (イ) 樹木の接触や倒木による停電防止のため、樹木所有者と協議の上、伐採を実施する。
- (ウ) 冠雪による停電を防止するため、積雪状況など時期をとらえたパトロールの実施と冠雪落としなどを実施する。
- (エ) 電線着雪による断線、あるいは電線の異常動揺による混触を防止するため、鉄塔建替え等による危険箇所の解消、相間スペーサー取付等を計画的に推進する。

イ 配電線路の予防措置

- (ア) 雪害予防のため、降雪前に臨時巡視を実施し、配電線路を補修、整備する。
- (イ) 樹木の接触や倒木による停電防止のため、樹木所有者と協議の上、枝下ろし、伐採などを実施する。
- (ウ) 着雪による電線断線などを防止するため、難着雪電線を使用する。
- (エ) 冠雪、雪崩、雪圧による停電を防止するため、積雪状況など時期をとらえたパトロールの実施と冠雪落とし、支線除雪などの工事を実施する。
- (オ) 多雪地域については、冠雪を防止するための電線の縦配列(垂直化)を計画的に推進する。

(2) 防災体制

非常災害の発生が予測される場合、又は発生した場合は、東北電力株式会社(支店・営業所・発電技術センター・火力発電所)、東北電力ネットワーク株式会社(支社、電力センター)ごとに防災体制を整えるものとする。その体制は県内5営業所、12電力センター、3発電技術センター、2火力発電所を単位とし、5営業所は東北電力株式会社新潟支店が、12電力センターは東北電力ネットワーク株式会社新潟支社が全体を統括・指導する。

ア 警戒体制……非常災害の発生に備えた連絡体制を整えるべきと判断した場合

イ 第1非常体制……新潟県および東北6県で非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、又は非常災害が発生し、必要と認められた場合

ウ 第2非常体制……新潟県および東北6県を含む国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合

(3) 復旧用主要資材の調達

ア 雪害の発生が予想される場合は、事前に復旧用資材(支持物、電線、引込電線、変圧器、開閉器、がいし類、腕金など)の緊急調達体制を構築する。

イ 上記資材のほか、災害による設備被害状況に応じて、必要な復旧用資材を緊急調達する。

(4) 機動力及び通信網の充実

豪雪時における電線路障害の早期復旧を図るため、別記のとおり雪上車を配置し、障害地点への人員、資材の雪中輸送を確保する。

なお、設備の巡視については、ヘリコプターやドローンにより空中査察を実施する。

通信体制の確立のため、次のとおり無線基地局を設置し、無線機を配置する。

一方、雪害による緊急時に備えて、高圧応急用電源車(400kVA・1,000kVA)など無停電車両機材を駆使し、電源確保に努める。

【特殊車両、無線機等の配備表】

(令和7年11月1日現在)

配備地区	雪上車	高圧応急用 電源車	低圧応急用 電源車	車載無線機	携帯無線機	無線基地局
村上		1	1	11	15	5 (3)
新発田	(1)	1	1	25	23	4 (1)
新潟		※ ² 4	1	39 (31)	41 (62)	3 (1)
新津		1	1	18	18	3 (2)
佐渡		1	1	18	17	7 (4)
新潟県央		1	1	22	24	3 (1)
長岡	(1)	1	※ ¹ 2	27 (16)	28 (27)	5 (1)
柏崎		1	1	13	16	4 (1)
十日町		1	1	12	14	4 (2)
魚沼		1	1	16	21	7 (3)
上越	(1)	1	1	24 (11)	29 (20)	4 (2)
糸魚川		1	1	10	13	3 (2)
計	(3)	15	13	235 (58)	259 (109)	52 (23)

(注) () 内は送電線用、() 外は配電線用

(※1) 1台は、空輸対応型低圧応急用電源車

(※2) 1台は400kVA, 3台は1,000kVA電源車

2 通信の確保

(1) 電気通信設備の予防措置

NTT東日本株式会社埼玉事業部新潟支店は、雪害のおそれのある地域の電気通信設備等について、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止と重要通信の確保を図る。

ア 耐雪構造化

- (ア) 通信線路の地下化の推進
- (イ) 豪雪地域の電柱の長尺化
- (ウ) 豪雪地域の電柱、支線の積雪による沈降圧による被害を防止するため、地熱を利用したヒートパイプの取付
- (エ) 積雪、寒冷地用の屋外線への取替整備
- (オ) 管路内引上げ点及び橋梁管路内の溜水凍結、膨張圧によるケーブル変形等の防止のため、凍結障害防止用PEパイプの取付け

イ 通信網の整備

- (ア) 災害が発生した場合において、重要通信を確保し通信不能地域をなくすため主要な伝送路を多ルート構成或いは2ルート構成を図る。
- (イ) 停電に備え、主要な電気通信設備の予備電源について整備、維持を図る。
- (ウ) 停電時、通信途絶時の応急対策
停電及び、雪崩等により通信途絶が発生した場合は、直ちに該当市町村及び新潟県へ連絡を行うと共に、災害対策用機器を用いて復旧を行う。また、運搬方法については、道路通行が不可能な場合は、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。
- (エ) 停電に備えた資機材の配備
停電等の災害発生時、各交換所には、蓄電池設備を設置し対処しているところであるが、長時間の停電に対して各拠点に必要なより増設及び新設を図る。
 1. 移動電源車 可搬型電源装置

(2) 電気通信設備の復旧体制

ア 災害時の組織体制

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、災害対策本部等の設置基準に従い災害規模に応じた体制を構築する。

- (ア) 情報連絡室の設置
- (イ) 支援本部の設置
- (ウ) 災害対策本部の設置

イ 復旧要員の確保及び応援協力体制

防災業務の運営、あるいは応急復旧に必要な人員の確保を円滑に行うため、次の事項について措置する。

- (ア) 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- (イ) NTTグループ会社等関連会社による応援
- (ウ) 工事請負会社の応援

ウ 復旧資機材の確保

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等を主要拠点への配備充実を図る。

- (ア) 復旧資材等の調達
- (イ) 可搬型移動無線車両の準備
- (ウ) 移動電源車及び可搬型電源装置の準備

(3) 防災広報活動

災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

ア 防災広報活動

- (ア) 広報車での呼びかけ
- (イ) テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じたの広報
- (ウ) インターネットを通じたの周知

イ 広報項目

- (ア) 被害状況
- (イ) 復旧見込み
- (ウ) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知

(4) 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、東日本会社の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時から予め措置方法を定めておく。

第10 豪雪地帯の医療対策

1 保健指導

市町村は雪により外出機会が減少する者への訪問指導など、地域住民に対する保健指導を実施する。

2 医療の確保

県及び市町村は無医地区等医療資源に恵まれない地域住民の医療を確保するため、次の事業を実施する。

(1) へき地診療所、へき地医療拠点病院

へき地診療所の整備充実を進めるとともに、当該診療所等への医師派遣や巡回診療等を行うへき地医療拠点病院の整備充実に努める。

(2) オンライン診療

地理的理由等により通院及び訪問診療等が困難な患者に対し、オンライン診療により遠隔地の医師による医療提供を行う。

(3) ドクターヘリ

ドクターヘリの運航により、重症症例に対して早期に救命処置を実施し、救命率の向上を図るとともに、不足するへき地の救急医療を確保する。

3 患者等の搬送体制の整備

豪雪期において急患が発生し、医療機関までの患者搬送が困難な地域における医療対策については、関係機関においてそれぞれ次のように対処する。

(1) 雪上車等

市町村は、雪上車の整備又は担架搬送隊の編成等の処置を行い、医療機関までの急患搬送体制を事前に確立するとともに、医師往診用の小型雪上車等の確保に努める。

(2) ヘリコプター

交通途絶のため孤立した地区の急患搬送に当たり、上記の措置が困難又は緊急を要する場合、市町村長は、第3-2-(2) に基づく消防防災ヘリコプターや警察ヘリコプターの出動の要請又は知事に対する自衛隊若しくは第九管区海上保安部の航空機の派遣要請を行う。

4 医療救護班の派遣

交通途絶、災害等により医療確保が非常に困難な状態等となり、医療救護班の派遣が必要な場合には、次の方法により対応する。

(1) 医療救護班の派遣

県は、災害発生時に市町村、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため医療救護班の派遣体制を整えるものとする。

(2) 災害拠点病院

災害拠点病院は、県から医療救護班の派遣要請があった場合、また、要請がない場合においても被災状況等に応じ、自らの判断で災害派遣医療チーム（DMAT）又は医療救護班を直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

(3) 日本赤十字社新潟県支部常備救護班の派遣

日本赤十字社新潟県支部は、常備救護班を県又は市町村の要請がある場合、現地に派遣するものとする。

- 常備救護班 ・ ・ ・ ・ ・ 長岡赤十字病院（長岡市） 10班

5 医師会等へ協力要請

県は、県医師会、郡市医師会に医療確保のための協力を要請する。

6 医薬品の確保措置

県は、医薬品卸組合等と災害時医薬品等の供給に関する協定を締結し、応急医療措置に必要な医薬品等の確保を図っている。

なお、血液製剤等については、日本赤十字社新潟県支部へ供給要請し確保する。

【豪雪地帯の医療対策の状況】

(令和6年4月1日現在)

市 町 村	へき地医療拠点病院数	へき地診療所数
村 上 市	1	
粟 島 浦 村		1
胎 内 市		
阿 賀 町	1	3
長 岡 市	1	3
魚 沼 市		2
南 魚 沼 市	1	
十 日 町 市	1	1
柏 崎 市		5
上 越 市		5
糸 魚 川 市	1	4
佐 渡 市	2	4
計	8 病院	28 診療所

※へき地診療所には国保直営診療施設を含む。

第 1 1 豪雪地帯の環境対策

1 一般廃棄物処理

県及び市町村は、一般廃棄物処理の実態を的確に把握し、「冬期間等における一般廃棄物処理要領」に基づき一般廃棄物処理を円滑に推進する。

2 水道の維持管理

豪雪により配水池等が雪に埋もれ、緊急時に施設の除雪に時間を要し、水質悪化等の対応に遅れが生ずるおそれがあるため、水道管理者は必要に応じ除雪等の施設管理を行い、水質基準に合った水道水が常時給水されるように処置する。また、遠方監視施設等を整備するなど、積雪時においても迅速な対応ができるように努める。

3 豪雪地帯の地盤沈下対策

積雪地帯で軟弱な地層の分布する地域では、消雪用地下水の大量揚水により地盤沈下が生ずるおそれがあるため、県及び市町村は、流雪溝の整備等克雪対策の推進に努めるとともに、節水に配慮した消雪パイプへの改善及び運転管理の徹底を図り、揚水設備管理者等に対し、地下水に依存しない雪処理方法への転換等を啓発、指導し、地下水揚水量の節減に努める。

4 油流出事故の未然防止対策

降積雪期には、貯油タンク配管の積雪荷重による破損やホームタンクからの小分け中にその場を離れるなどの取扱不注意により、油が川などに流れる事故が多発する。県、市町村及び消防機関は、施設点検の呼びかけや油漏洩防止に向けた啓発・広報活動等によって事故防止意識の向上を図り、油流出事故の未然防止に努める。

第 1 2 豪雪地帯の教育条件の整備

児童生徒の安全を確保し、正常な学校運営を期するため、次の措置を講ずるものとする。

1 通学路の確保

市町村は、集落内の道路を中心とした計画的な除雪作業により、児童生徒の通学路を確保するとともに、集団での登下校の指示や地域住民等による誘導の依頼、必要に応じて通学路の変更等を行う。

雪崩のおそれのある箇所については、事前に市町村が防止策を立てるとともに、児童生徒にはっきり分かるような標識を立てて、安全な回路を通るよう指導する。

2 学校における雪害予防

(1) 校舎等の雪害防止

設置者は、校舎及び屋内運動場等の屋根の除雪について除雪計画を立てて、学校の日常の管理者（校長等）との間で連絡を保ち、実施の徹底を期するとともに、次の措置を行うものとする。

- ア 気象情報の伝達、除雪のための動員系統を明らかにするなど雪害防止に努める。
- イ 屋根の積雪量に注意し、雪下ろしの時機を見誤らないよう徹底を図るとともに、鉄筋コンクリート及び鉄骨造りの建物には設計上の積雪の許容量を表示し、許容量に達するおそれのあるときは直ちに雪下ろしをする。
- ウ 設計上の許容量を越える積雪量に達するおそれのあるときは、雪下ろしをするまでの間、当該建物の使用禁止の処置をする。
- エ 除雪計画は危険度の大きい建物から実施するよう計画し、事故の未然防止に努める
- オ 建物主要構造部の点検を定期的実施し、不良箇所を発見したときは、所要の処置をとる。

(2) 校舎等の落雪防止

校舎等の屋根の落雪止めの不完全な学校は、降雪前に整備するとともに、雪庇の処理を適時行うなど屋根から落下する雪による事故防止に努める。

(3) 各学校における危機管理マニュアルの作成及び見直し

学校管理下における雪害事故発生に備えた危機管理マニュアルの作成、及び必要に応じて随時修正を行い、教職員の役割等を明確にするるとともに、避難経路及び避難場所を整備する。

(4) 児童生徒による学校の除雪作業

- ア 児童生徒を除雪作業に従事させるときは、危険を伴う屋根雪等の除雪は行わせない。
- イ 校地内通路の確保のための除雪及び校舎間の排雪等に児童生徒に従事させるときは、事故の起きないように十分注意するとともに、作業が児童生徒に過重な負担とならないように留意する。

(5) プール、池等への転落防止

校地内のプールや校地に隣接する池、河川等の事故防止柵や境界が積雪により視認できなくなる箇所については、進入禁止のロープや表示板を設置し、転落を防止する。

3 学校給食用物資の円滑な確保

冬期間の降雪等によって、学校給食の実施に支障が生じないよう、学校給食用物資の円滑な確保のため、市町村は次の処置を行うものとする。

- (1) 物資搬入道路を確実に確保するよう、関係機関と十分な連絡をとる。
- (2) 交通渋滞を想定して、共同調理場や業者等の対応について協議する。

- (3) 道路交通がマヒし、物資の搬入が出来なくなった場合は、代替食品（保存物資）を使用した献立に変更するなどして対応する。

4 雪害に対する予備知識

学校においては、児童生徒に対して雪害の予備知識を持たせるとともに、雪道の交通安全指導を徹底し、必要に応じ避難訓練を行う。

第 1 3 豪雪地帯の建物除雪の確保

1 公共施設

県及び市町村は公共施設の除雪については、それぞれの施設管理者において除雪計画を立てることとして関係機関に要請しているが、異常豪雪に際しては、「豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法」に基づく国庫補助を活用する。

2 一般建物

市町村は、降雪及び積雪の状況により、自治会長または区長等を通じて、なるべく一斉に屋根の雪下ろしを督促して家屋倒壊による事故防止に努めるとともに、非常時における出入口の確保について指導する。

空き家については、その所有者・管理者が屋根の雪下ろし等を実施すべきものであることから、県は、市町村と連携し、所有者・管理者による管理が適切に行われるようにするため必要な措置を講ずるよう努める。また、県民の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、「新潟県住宅の屋根雪対策条例」に規定された空き家の屋根雪下ろし等の適切な運用に努める。

3 文化財

指定文化財（建造物及び史跡・名勝）については、所有者又は管理団体が除雪や雪囲いを実施し、雪害防止に努めるよう指導する。また、国指定文化財（建造物及び史跡・名勝）については、指定文化財管理費国庫補助の活用により、除雪等の費用を一部補助している。

第14 豪雪地帯の高齢者等要配慮世帯等の除雪対策

1 高齢者等要配慮世帯の除雪対策

県及び市町村は、高齢者世帯等要配慮世帯について、民生委員や福祉団体等による訪問点検を行い、状況把握に努め、また、これら世帯の除雪に当たっては、地域社会の連帯に基づく相互扶助等による組織的な取組がなされるよう努める。

(1) 保護世帯に対する除雪援助

生活保護世帯の除雪費については、①雪囲い、雪下ろし等をしなければ家屋が損壊する恐れがある場合や、②本人又は親族や地域の支援では日常生活に必要な通路・避難路の確保のために必要な除排雪が困難な場合は、一冬期につき保護基準表に定める範囲内において、次のとおり支給できるよう措置される。

- ① 生活保護世帯住宅維持費（除雪費）基準額 一世帯 135,000円の範囲内
- ② 臨時的一般生活費 一世帯 34,000円の範囲内

(2) 高齢者等の雪処理事故防止

昨冬は、屋根からの転落等除雪作業中の事故により、県内において死者17人を含む209人の人的被害があり、特に高齢者の雪処理中における事故が全体の6割以上を占めている。

このため、県・市町村等関係機関が協力し、高齢者等をはじめとする県民の事故防止のための注意喚起を行う。

(3) 高齢者等要配慮者に対する平常時からの支援

高齢者等要配慮者が、豪雪時において安全・安心な生活ができるように県と市町村が連携し、地域の協力を得ながら支援体制の整備に努める。

県は、高齢者等要配慮者ごとの雪処理方法（緊急連絡先、除雪業者、除雪判断方法等）を定めた台帳作成などの市町村の取組を支援し、市町村が高齢者等要配慮者の個人情報福祉・防災の両部門で共有し、緊急時に活用できる体制の構築に協力する。

また、市町村が地域関係者の協力を得て、自ら雪処理のできない者に対する見守り体制の構築を支援するとともに、特に介護等が必要な高齢者等要配慮者が豪雪により在宅で介護を受けることが困難となった場合等に備え、高齢者施設等の緊急利用の迅速な検討が行われるよう連携体制の整備に努める。なお、あわせて「高齢者見守り強化月間（2月）」の取組において、県民に対して見守りに関する普及啓発を行う。

(4) 高齢者等要配慮者に対する災害時の広域支援体制の整備

災害時の雪処理の担い手を円滑に確保できるよう「雪処理担い手確保スキーム」（47頁）に基づき、県、市町村、関係機関が連携して、高齢者等要配慮者に対する広域支援体制の整備を図る。

(5) 克雪コミュニティ等による高齢者等要配慮世帯の除雪等支援

県は、過疎化、高齢化等により雪処理の担い手不足が深刻な課題となっている集落の高齢者世帯等の除雪や見守りなどを行うため、市町村が主体となって行う克雪コミュニティ、冬期集落保安要員、ボランティア等による除排雪活動に対して支援を行う。

なお、令和7年度は次のとおり計6市町45地区にて実施を計画している。

- ・十日町市：9地区
- ・津南町：7地区
- ・魚沼市：9地区
- ・小千谷市：1地区
- ・柏崎市：11地区
- ・上越市：8地区

2 社会福祉施設の除雪対策

県は、社会福祉施設等に対し、市町村その他の関係機関との連絡協力体制を確立し、雪害の防止に努めるよう指導する。

第 1 5 農林水産業雪害予防対策

1 農林水産業施設の管理保全

(1) 農業関係施設

ア 共同利用施設

農業協同組合及び農業法人等が所有する農業施設については、冬期間使用に供しない施設が多く、保全管理が不備になりやすい。したがって、降雪前における保守点検、施設の補強・補修等を必ず実施するよう指導する。また、降雪時には、積雪状況に即応した除排雪が実施できるよう除雪体制の整備を図るよう指導する。

なお、冬期間利用しない解体・組立てが容易なハウスは降雪前に解体するよう指導する。

イ 非共同利用施設

豪雪時には、個人所有施設（農舎、畜舎、蚕舎、園芸用ハウスなど）の倒壊又は損壊被害が発生している。このため、降雪前に各施設の保守点検を励行するとともに、建物の補強・補修等を必ず実施するよう指導する。また、降雪期には、積雪及び降雪状況に十分留意し、早目に雪下ろしや周辺の除雪作業を実施し、施設の管理保全に努めるよう指導する。

なお、冬期間利用しない解体・組立てが容易なハウスは降雪前に解体するよう指導する。

(2) 林業関係施設（林道）

林道沿線に人家や水道施設等がある路線について、除雪及び警戒標識の設置等を行い通行の安全確保を図るとともに、融雪時等の災害の早期発見に努め適切な対策を迅速にとるよう、市町村・関係団体に対して指導する。

(3) 漁港施設（臨港道路）

漁港の臨港道路については、降雪により漁業活動に支障が生じないように、県、市町村、漁業関係者等が除雪を行う。

(4) 内水面漁業施設

越冬施設は、冬期間も養殖を行えるよう、雪国の環境に適応した施設能力を有するよう指導する。

2 農林水産物の雪害予防対策

(1) 農作物管理対策及び消雪促進

ア 農作物管理対策

降雪前及び積雪期間中における農作物等の栽培管理については、「水稻、麦、大豆、野菜、果樹、花き、養蚕の被害減収推定尺度及び技術対策」（昭和56年6月、農林水産部）等に準拠し、それぞれ実施するよう指導する。

イ 消雪日予測及び消雪促進方法

豪雪地においては、消雪日を的確に予測し、栽培計画の策定や農作業準備を進めることが必要である。このため、豪雪地については、消雪日を予測し、通常に比べ消雪が大幅に遅れる場合には、融雪促進剤等の散布による消雪促進対策を進めるよう指導する。

(2) 林業技術対策

積雪による倒伏木は、消雪後速やかに雪起しを実施するとともに積雪の沈降及び移動圧による林木の雪害を防止するため、根踏み、除間伐、枝打ち等の保育を適期に実施し、健全な林分を育成するよう指導する。

(3) 内水面漁業技術対策

養殖魚の越冬期間中の飼育管理技術及び魚病対策技術について指導する。

第16 雪処理の担い手確保

※ 新潟県雪処理担い手確保スキームを参考に記載

1 目的

県内では昨今、過疎・高齢化などに伴い地域の雪処理への対応力が低下、雪処理の担い手不足が課題となっている。このため、市町村の自助・共助を基本とした地域防災力向上の推進を図るとともに、自ら雪処理が行えず助けを求める県民を速やかに覚知し、雪処理担い手など必要な支援を遅延なく投入し、県民生活の安全・安心を確保することを目的とする。

2 関係機関の役割

(1) 住民・企業等

「自らの雪は自らの責任と負担において処理する。」ことが基本であり、住民は屋根雪下ろしが高所危険作業であることを自覚し、必要な安全を確保の上、無理のない雪処理対応を行う。

(2) 市町村

市町村は、降雪期までに除雪困難世帯の支援体制を構築する。

積雪が観測された場合は、所管の市町村建設業協会等と協力し雪処理対応の役割分担について調整を図るとともに、所管地域の雪処理対応について様々な手段を用い情報収集し、県と情報を共有する。

市町村の所管外からの応援を受けて行う雪処理対応調整についても市町村が主体的に行う。

(3) 県地域振興局

県地域振興局は、所管市町村内で雪処理対応が困難な場合には、各段階において本部体制を強化し、市町村が行う雪処理対応の調整について支援を行う。

また、情報連絡員を派遣し、市町村の支援ニーズを把握し必要な支援を行う。

(4) 県本庁

県本庁は、県内市町村や自ら収集した情報から雪処理対応の遅延を察知し、関係機関に情報を提供する。市町村内の既存雪処理体制を尊重しつつ、市町村、地域の求めに応じ遅延なく必要な雪処理対応に必要なマンパワー等を確保し、提供する。

3 雪処理担い手確保の仕組み

(1) 準備

県及び市町村は、降雪期を迎えるにあたり、県内の雪処理対応状況を的確に把握し、助けを求める県民の声を速やかに覚知するための態勢を構築する。

ア 除雪困難世帯を支援

市町村は、降雪期までに除雪困難世帯に対し民生委員等を通じ、各市町村の雪処理に関する助成制度等を周知、制度への登録等の支援を行うとともに、民生委員等に除雪困難世帯の降雪期の見守り、情報提供を依頼する。

イ 地域の情報収集体制を構築

市町村は、降雪期までに、区長等に降積雪期における地域雪処理の対応状況について、情報提供を依頼する。

ウ 降積雪量の監視

県防災局防災企画課（以下「防災企画課」という。）は、降雪期までに、指定した降積雪観測所のデータ提供について、市町村及び新潟地方気象台に依頼し、12月初旬から降積雪量を監視する。

エ 雪害予防計画の周知

県知事政策局地域政策課（以下「地域政策課」という。）は、降雪期までに、雪害予防計画を策定し周知を図る。

オ 除雪困難世帯相談窓口を設置

市町村は、高齢者等要配慮者などの除雪困難世帯を対象とした、雪下ろしに関する相談窓口を開設する。

県福祉保健部福祉保健総務課（以下「福祉保健総務課」という。）は、市町村が設置した雪下ろし相談窓口の連絡先、除雪困難世帯への支援、区長等の情報提供依頼などについて、12月初旬に確認し、市町村の雪下ろし相談窓口連絡先を広報し、県民に周知する。

カ 雪下ろし支援休暇取得への配慮を呼び掛け

県産業労働部しごと定住促進課（以下「しごと定住促進課」という。）は、豪雪地域の親族宅等の雪下ろし作業のための休暇取得への配慮について、県内の経済団体等に呼び掛ける。

(2) 情報収集

市町村及び県は、管内で積雪が観測された場合、情報収集を開始する。

「業者の順番待ち」や「業者の疲弊」、「自衛隊災害派遣を望む声」などの地域の雪処理対応遅延の前兆と思われる情報を覚知した場合、覚知した機関は、速やかに県防災局危機対策課（以下「危機対策課」という。）に報告する。

ア パトロールを実施

市町村は、管内の降積雪状況に応じパトロールを行い、管内の屋根雪下ろしや除排雪の状況等の情報を収集する。地域の雪処理対応遅延の前兆と思われる情報を覚知した場合は、速やかに危機対策課に報告する。

イ 民生委員・区長等及び住民からの情報収集

市町村は、民生委員・区長等からの情報及び雪下ろし相談窓口に寄せられた情報から、「業者順番待ち」や「業者の疲弊」等の情報を収集する。地域の雪処理対応遅延の前兆と思われる情報を覚知した場合は、速やかに危機対策課に報告する。

ウ 建設業協会等と情報交換

市町村は、管内の降積雪状況に応じ、市町村の建設業協会等と電話・面談等により、「業者順番待ち」や「業者の疲弊」等の情報を収集する。地域の雪処理対応遅延の前兆と思われる情報を覚知した場合は、速やかに危機対策課に報告する。

県土木部監理課（以下「監理課」という。）は、県内で積雪が観測された場合は、定期的に県建設業協会等と電話・面談等により、「業者順番待ち」や「業者の疲弊」等の情報を収集する。地域の雪処理対応遅延の前兆と思われる情報を覚知した場合は、速やかに危機対策課に報告する。

エ 報道の注視

県内で積雪を観測した場合は、報道を注視し、雪処理対応の遅延・自衛隊災害派遣に関する報道について情報を収集する。（例：「業者の順番待ち」や「業者の疲弊」、「自衛隊災害派遣を望む声」等の地域の雪処理対応遅延の前兆と思われる情報）

オ 雪処理対応遅延等の前兆覚知を情報提供

危機対策課は、関係機関から地域の雪処理対応遅延の前兆と思われる情報等を覚知した場合は、県庁内関係課、全ての市町村及び県地域振興局企画振興部に情報提供する。

(3) 状況把握

地域の雪処理対応遅延の前兆と思われる情報等を覚知した場合は、情報発信地の市町村及び同様の事象が懸念される市町村（以下「該当市町村」という。）及び県は、地域全体の雪処理対応実態を把握し、関係機関と情報を共有する。

ア 遅延実態の把握

該当市町村は、該当市町村建設業協会・民生委員等から「業者の順番待ち」や「業者の疲弊」の状況や協会内の調整状況を確認する。確認の結果、管内の雪処理対応遅延実態が判明した場合は、速やかに危機対策課に報告する。

危機対策課は、該当市町村防災担当に、雪処理対応の状況及び市町村建設業協会等の調整状況等を確認する。また、新潟地方気象台に今後の降積雪の見通しを確認する。

福祉保健総務課は、地域の雪処理対応遅延の前兆と思われる情報等を覚知した場合は、該当市町村福祉担当に除雪困難世帯等の雪処理対応の状況を確認する。

監理課は、地域の雪処理対応遅延の前兆と思われる情報等を覚知した場合は、県内地域機関に管内業者の雪処理対応の状況を確認する。また、県建設業協会等本部を通じ、各支部の「業者の順番待ち」や「業者の疲弊」の状況を確認する。

イ 県情報連絡室を設置

危機対策課は、県情報連絡室を設置し、県情報連絡会議を開催する。また、県情報連絡室構成課が把握した雪処理対応の状況について、情報の共有を図り、把握した情報を県危機管理監へ報告する。

県危機管理監は、報告をもとに地域内調整の必要性を判断する。

危機対策課は、把握した情報や県地域振興局内調整の必要性の有無等について、県情報連絡室構成課、全ての市町村、県地域振興局企画振興部に情報提供する。

福祉保健総務課は、県本庁に県情報連絡室が設置された場合は、市町村に設置された雪下ろし相談窓口連絡先を再度広報し、県民へ周知徹底する。

(4) 調整STEP1（県地域振興局内で調整）

県は、雪処理対応について、県地域振興局内の調整（以下「地域内調整」という。）が必要となった場合は、地域内調整が必要となった該当市町村を所管する県地域振興局（以下「該当地域振興局」という。）に県豪雪警戒地方本部を設置し、該当市町村（消防団を含む）・市町村建設業協会・県建設業協会支部などと協力し、雪処理対応の遅延解消に向けた該当市町村の調整などを支援する。

ア 県豪雪警戒本部を設置

県本庁は、降積雪等に起因して雪害が発生又は発生が予測され、県危機管理監が本部設置による警戒体制が必要と判断した場合は、県危機管理対応方針に基づき「県豪雪警戒本部」を設置する。

イ 県豪雪警戒地方本部を設置

雪処理対応について地域内調整が必要となった該当地域振興局は、県危機管理対応方針に基づき「県豪雪警戒地方本部」（本部名称：「〇〇地域振興局豪雪警戒本部」）を設置する。県豪雪警戒地方本部を設置した場合は、速やかに県豪雪警戒本部（危機対策課）、該当市町村に報告する。

ウ 情報連絡員を派遣

県豪雪警戒地方本部は、該当市町村の対策本部等に情報連絡員を派遣する。情報連絡員は、該当市町村への本庁関係課窓口となる他、該当市町村の雪処理対応における対応中の雰囲気、担当者等への聞き取り等から市町村支援ニーズを把握し、県豪雪警戒地方本部へ情報提供する。県豪雪警戒地方本部は必要な市町村支援を行うとともに、県豪雪警戒本部（危機対策課）に情報を提供する。

エ 県建設業協会等で支部内調整

県豪雪警戒本部（監理課）は、雪処理対応について地域内調整が必要となった場合は、県豪雪警戒地方本部（地域整備部）に「応援可能な県建設業協会等支部内業者の調整」を依頼する。依頼を受けた県豪雪警戒地方本部（地域整備部）は、県建設業協会等支部と該当市町村への応援業者の調整を行う。

オ 除雪ボランティア「スコープ」緊急派遣のニーズを確認

県豪雪警戒本部（地域政策課）は、雪処理対応について地域内調整が必要となった場合は、該当市町村に除雪ボランティア「スコープ」の緊急派遣（以下「緊急スコープ」という。）の必要性を確認する。派遣要請の有無を確認後、緊急スコープのメンバーを招集の上、該当市町村や県豪雪警戒地方本部と協力し派遣調整を行う。

カ ボランティア受け入れ体制の整備・支援

県豪雪警戒本部（総務部県民生活課）は、ボランティア活動の必要があるときに新潟県社会福祉協議会が設置する新潟県災害ボランティア支援センターの運営に係る資機材の提供等を支援する。また、市町村と情報共有を図り、市町村社会福祉協議会が設置する市町村災害ボランティアセンター等の支援体制について調整を行う。

キ 所管消防団の出動を検討

該当市町村は、地域内調整が必要となった場合は、雪処理対応への所管消防団の出動について検討する。所管消防団の出動に際しては、県豪雪警戒地方本部と協力し、役割分担

等の派遣調整を行う。

ク 地域疲弊状況を把握

該当市町村は、地域内調整が必要となった場合は、区長等から「一般世帯の疲弊」の状況を確認する。確認の結果、一般世帯の疲弊状況が確認された場合は、当該市町村建設業協会等又は県建設業協会支部等と調整し、対応業者斡旋のための連絡先を広報するとともに、速やかに県豪雪警戒本部（危機対策課）と県豪雪警戒地方本部に報告する。

ケ 役割分担を調整

該当市町村は、所管消防団、市町村建設業協会等、県建設業協会等支部及び緊急スコープなどと協力し、雪処理対応における遅延解消のため役割分担の調整を行う。

県豪雪警戒地方本部は、該当市町村が行う調整について、助言や必要な支援を行う。なお、調整に際しては、気象予測等により異なるが、概ね5日間程度での雪処理完了を目途とした役割分担を行う。

コ 調整結果を報告・情報共有

県豪雪警戒地方本部は、地域内調整の結果について、県豪雪警戒本部（危機対策課）に報告する。

県豪雪警戒本部（危機対策課）は、県危機管理監に報告するとともに、把握した情報や県内広域調整の必要性の有無等について、県豪雪警戒本部構成課、全ての市町村、県地域振興局企画振興部に情報提供する。

サ 積雪深等の注視

県豪雪警戒本部（防災企画課）は、雪処理対応について、地域内調整が必要となった場合は、市町村の積雪深等を注視し、県豪雪警戒本部構成課、全ての市町村、県地域振興局企画振興部に情報を提供する。

シ 自衛隊情報連絡員派遣を依頼

県豪雪警戒本部（危機対策課）は、雪処理対応について地域内調整が必要となった場合は、陸上自衛隊第30普通科連隊第3科、第5施設群第3科又は第12旅団第3部防衛班若しくは第2普通科連隊第3科に情報連絡員の派遣を依頼するとともに、雪処理対応の遅延状況について情報を共有する。

ス 調整後も注視

該当市町村及び県豪雪警戒地方本部は、地域内調整により対応可能と判断された後も地域の雪処理対応状況を注視し、遅延解消が見込まれないと判断される場合は、県豪雪警戒本部（危機対策課）を通じ県危機管理監に報告する。

県豪雪警戒本部（危機対策課）は、把握した情報や県内広域調整の必要性の有無等について、県豪雪警戒本部構成課、全ての市町村、県地域振興局企画振興部に情報提供する。

(5) 調整STEP2（県内で広域的に調整）

県は、雪処理対応について、県内の広域的な調整（以下「広域調整」という。）が必要となった場合は、該当地域振興局に豪雪対策地方本部を設置し、該当市町村消防団、広域応援を行う消防団、市町村建設業協会等、県建設業協会等支部及び本部、ボランティア団体等と協力し、雪処理対応の遅延解消に向け市町村が行う調整を支援する。

ア 県豪雪対策本部を設置

県豪雪警戒本部（危機対策課）は、複数市町村で著しい雪害が発生又は発生が予測され、知事又は県危機管理監が必要と判断した場合は、県危機管理対応方針に基づき「県豪雪対策本部」を設置する。

イ 県豪雪対策地方本部の設置

県豪雪警戒地方本部は、広域調整が必要となった場合は、県危機管理対応方針に基づき「県豪雪対策地方本部」（本部名称：「〇〇地域振興局豪雪対策本部」）を設置する。県豪雪対策地方本部を設置した場合は、速やかに県豪雪対策本部（危機対策課）及び該当市町村に報告する。

ウ 情報連絡員を派遣

県豪雪対策地方本部は、該当市町村の対策本部等に情報連絡員を派遣する。情報連絡員は、該当市町村への本庁関係課窓口となる他、該当市町村の雪処理対応における対応中の雰囲気、担当者等への聞き取り等から市町村支援ニーズを把握し、県豪雪対策地方本部へ

情報提供する。県豪雪対策地方本部は必要な市町村支援を行うとともに、県豪雪対策本部（危機対策課）に情報を提供する。

エ 県建設業協会等で支部間調整

該当市町村は、県豪雪対策地方本部と連携を密にし、広域応援の要請が必要と判断した場合は、別紙1の雪処理広域応援要請書の要請事項等を記入の上、県豪雪対策地方本部（地域整備部）へ要請する。

県豪雪対策地方本部（地域整備部）は、要請の内容を該当県建設業協会等支部及び県豪雪対策本部（監理課）に伝達する。

県豪雪対策本部（監理課）は、県豪雪対策地方本部（地域整備部）から要請の内容を伝達された場合は、県建設業協会等本部に「協会支部間における応援可能な業者調整」を依頼する。

県建設業協会等本部は、応援可能な同協会支部及び業者が決まり次第、別紙1の雪処理広域応援要請書の回答事項等を記入の上、県豪雪対策本部（監理課）に回答する。

県豪雪対策本部（監理課）は、県豪雪対策地方本部（地域整備部）に要請の回答内容を伝達する。

県豪雪対策地方本部（地域整備部）は、該当県建設業協会等支部、該当市町村及び県豪雪対策本部（危機対策課）に調整結果を伝達する。

該当市町村は、応援業者に応援業務の詳細内容等を連絡確認の上、作業を依頼する。

県豪雪対策地方本部（地域整備部）は、県建設業協会等支部及び本部と、該当市町村への応援業者の調整を行う。

オ 消防団の広域応援を要請

該当市町村は、広域調整が必要となった場合は、県豪雪対策本部（県防災局消防課（以下「消防課」という。))に雪処理対応への消防団の広域応援を要請する。

要請を受けた県豪雪対策本部（消防課）は、応援可能消防団を把握し、該当市町村、県豪雪対策地方本部と他市町村消防団の派遣調整を行う。

カ 雪下ろし支援休暇取得への配慮を呼び掛け

県豪雪対策本部（しごと定住促進課）は、広域調整が必要となった場合は、豪雪地域の親戚宅等の雪下ろし作業のための休暇取得への配慮を、県内の経済団体に今一度呼び掛ける。

キ 除雪用建設機械の手配を支援

県豪雪対策本部（危機対策課）は、災害救助法が適用された該当市町村から、除雪用建設機械に係る支援要請があった場合は、必要に応じその確保支援を行う。

ク 役割分担を調整

該当市町村は、所管消防団、応援消防団、市町村建設業協会等、県建設業協会等支部及び本部、緊急スコープ、災害ボランティアなどと協力し、雪処理対応における遅延解消のため役割分担の調整を行う。

県豪雪対策地方本部は、該当市町村が行う調整について、助言や必要な支援を行う。なお、調整に際しては、気象予測等により異なるが、概ね5日間程度での雪処理完了を目途とした役割分担を行う。

県豪雪対策本部（危機対策課）は、テレビ会議システムの活用などにより、該当市町村の行う役割分担の調整を豪雪対策地方本部とともに支援する。この際、陸上自衛隊30普通科連隊、第5施設群又は第12旅団若しくは第2普通科連隊から派遣された情報連絡員に同席を依頼する。

ケ 調整結果を報告・情報共有

県豪雪対策地方本部は、地域内調整の結果について県豪雪対策本部（危機対策課）に報告する。県豪雪対策本部（危機対策課）は、県危機管理監に報告するとともに、把握した情報や自衛隊災害派遣の必要性等について、県豪雪対策本部構成課、全ての市町村、県地域振興局企画振興部に情報提供する。

コ 調整後も注視

該当市町村及び県豪雪対策地方本部は、広域調整により対応可能と判断された後も、地域の雪処理対応状況を注視し、遅延解消が見込まれないと判断される場合は、県豪雪対策本部（危機対策課）を通じて県危機管理監に報告する。

県豪雪対策本部(危機対策課)は、把握した情報や自衛隊災害派遣の必要性等について、県豪雪対策本部構成課、全ての市町村、県地域振興局企画振興部に情報提供する。

4 自衛隊災害派遣の要請

県は、広域的な調整でも対応が困難と判断される場合は、自衛隊災害派遣部隊を含め、現地での雪処理対応の遅延解消に向け最終調整を行う。

(1) 自衛隊災害派遣を要請

該当市町村は、県豪雪対策本部(危機対策課)を通じ、知事に自衛隊災害派遣要請を依頼する。

知事(危機対策課)は、陸上自衛隊第30普通科連隊長、第5施設群長もしくは第12旅団長に自衛隊の災害派遣を要請する。

(2) 県豪雪災害対策本部及び県豪雪災害対策地方本部を設置

県豪雪対策本部(危機対策課)は、自衛隊災害派遣を要請した場合は、県本庁に災害対策基本法に基づく「県豪雪災害対策本部」を、該当振興局に地域防災計画に基づく「県豪雪災害対策地方本部」(本部名称:「〇〇地域振興局豪雪災害対策本部」)を設置する。

(3) 除雪業務を優先

県豪雪災害対策本部(監理課)は、自衛隊災害派遣要請が行われた場合は、県建設業協会等に“市町村及び住民等からの要請を受けて行う除雪業務の優先”について依頼する。

(4) 現地で最終調整

県豪雪災害対策本部(危機対策課)は、自衛隊災害派遣を要請した場合は、該当市町村の災害対策本部等に関係機関を招集する。

当該市町村は、関係機関の雪下ろし対応の役割分担を調整する。

県豪雪災害対策地方本部及び県豪雪災害対策本部(危機対策課)は、該当市町村が行う調整を支援する。

県豪雪災害対策本部(危機対策課)は、最終調整の状況について、県豪雪災害対策本部構成課、全ての市町村、県地域振興局企画振興部に情報提供する。

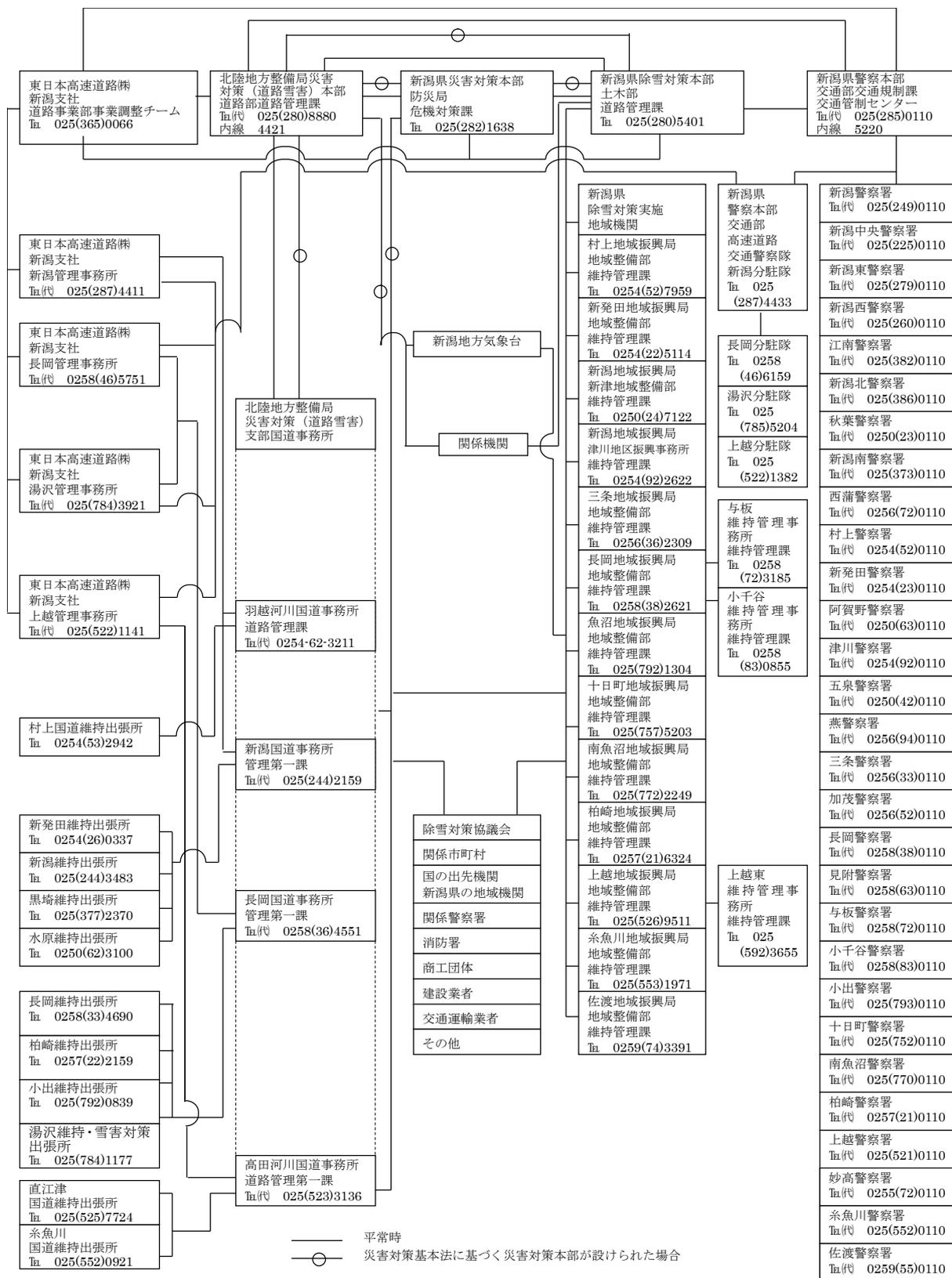
(5) 調整後も注視

該当市町村及び県豪雪対策地方本部は、最終調整後も当該地域の雪処理対応状況を常に注視し、県豪雪災害対策本部(危機対策課)に報告する。

(参考) 新潟県雪処理担い手確保スキーム概要図



道路除雪交通情報連絡系統図



(参 考) 新潟県庁の豪雪時における業務継続体制の留意事項について

自然災害等発生時の新潟県庁における業務継続体制の整備については、「新潟県業務継続方針」及び「新潟県業務継続計画（自然災害等・本庁舎版）」に基づき対応するものとし、本頁では特に豪雪時における業務継続体制における留意事項を掲げる。

1 業務継続の基本方針

降積雪等により、職員の出勤が困難となったり、庁舎設備への被害が生じたりする可能性があるが、豪雪時であっても非常時優先業務（災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等のほか、業務継続の優先度の高い通常業務）の実施体制を最低限確保し、危機の発生による被害や損失の拡大を防ぐとともに、県民の生命・身体の安全、重要財産の保全等を図る。

2 平時からの対策

(1) 業務継続体制の整備

「新潟県業務継続方針」や「新潟県業務継続計画（自然災害等・本庁舎版）」に基づき、各所属において業務継続体制を具体的に整備する。

(2) マニュアルの整備等

従事する職員の出勤困難等により業務を実施できない場合や人員不足に備え、上記(1)に基づき、マニュアル等の整備や代替要員の指名等に取り組む。

3 雪害が発生するおそれがある場合の対策

(1) 情報収集

新潟地方气象台、道路管理者、交通事業者等の発表に基づき、情報収集を行う。

(2) 業務継続体制の確保

2(1)に基づき、非常時優先業務の継続に必要な人員体制等の確保を図る。

(3) 在宅勤務の検討

交通機関の混雑緩和や出勤時の事故防止を図るため、在宅勤務が可能な場合は積極的な活用を促す。

(4) 各種予定の延期・中止等

来庁者等の安全や交通機関の混雑緩和を図るため、来客や出張、イベント等の延期又は中止、オンラインによる代替措置等を検討する。

4 雪害により長期間業務に支障が生じる場合の対策

雪害により、庁舎設備への被害が生じた場合など、長期間に渡り職員が通常の体制で業務が行えない場合は、新潟県豪雪災害対策本部等における総合的な判断等に基づき対応する。

(参 考)

令和7年度冬期運行確認窓口

鉄 道 輸 送

機 関 名	担 当 課 等	連 絡 先
東日本旅客鉄道株式会社 新 潟 支 社	企画総務部 総務・広報・勤労 ユニット	TEL025-248-5107 〒950-0086 新潟県新潟市中央区花園1丁目1番5号
西日本旅客鉄道株式会社 金 沢 支 社	安全推進室	TEL076-254-3007 〒920-0031 金沢市広岡3丁目3番77号 J R金沢駅西第一NKビル
北越急行株式会社	運輸部営業企画課	TEL025-750-1251 〒948-0079 十日町市旭町251-6
	夜間又は休日は 六日町運輸指令区	TEL025-770-2822
えちごトキめき鉄道株式会社	安全推進室	TEL025-543-7800 〒942-0003 上越市東町1番地1

バ ス 輸 送

機 関 名	担 当 課 等	連 絡 先
新潟交通株式会社	乗合バス部	TEL025-246-6282 〒950-8544 新潟市中央区万代1丁目6番1号
越後交通株式会社	運輸営業部	TEL0258-29-1110 〒940-2108 長岡市千秋2丁目2788番地1
蒲原鉄道株式会社	自動車部運行管理課	TEL0250-58-8966 〒959-1797 五泉市村松甲1364番地
頸城自動車株式会社	乗合部乗合課	TEL025-543-3433 〒942-0074 上越市石橋2丁目12番52号
アイ・ケーアライアンス 株 式 会 社	運行管理室	TEL025-279-1212 〒950-0802 新潟市東区一日市202番地
泉観光バス株式会社	運行管理センター	TEL0250-41-0888 〒959-1821 五泉市赤海873番地1